

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

目次

I. 「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し関連

	頁
●定義府令	3
▼取得勧誘類似行為[第9条]	3
▼同一種類の有価証券等[第10条の2]	4
▼譲渡制限[第11条、第12条、第13条の4、第13条の7]	6
▼売付け勧誘等に該当しない有価証券の売付けの申込等の勧誘[第13条の2]	13
▼現先取引の対象となる有価証券[第13条の3]	15
●企業内容開示府令等	15
▼届出を要しない有価証券の募集又は売出し[第2条等]	15
▼有価証券通知書、目論見書の作成を要しない有価証券の売出し[第4条、第11条の2等]	15
▼適格機関投資家向け勧誘に係る告知の内容[第14条の14等]	19
▼少人数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券[第14条の16等]	19
▼臨時報告書[第19条]	19
▼その他	20
●特定証券情報等府令・証券情報等府令	22
▼外国証券情報の内容[第12条]	22
▼外国証券情報の提供又は公表を要しない場合[第13条]	25
▼有価証券の保管を委託している者に準ずる者[第14条]	28
▼投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合[第15条]	28
▼外国証券情報の提供又は公表[第17条]	31
▼別表(第12条関係)	34
▼その他	37
▼附則(経過措置)	37
●開示ガイドライン	40
●その他	41

II. 社債等の発行登録制度の見直し関連

●利用適格要件の見直し	47
▼企業内容開示府令	47
▼開示ガイドライン	52
▼特定有価証券開示府令	53
●SPCによる発行登録制度の導入[特定有価証券開示府令第11条の3等]	54
●プログラム・アマウント方式[企業内容等開示府令第11号様式等、特定有価証券開示府令第15号様式等、外国債等開示府令第6号様式等]	54

III. 投資信託目論見書の見直し関連

●投信目論見書の見直し	57
▼全般	57
▼目論見書の特記事項の記載について〔特定有価証券開示府令第15条の2及び第16条の2等〕	63
●投信交付目論見書の記載内容〔特定有価証券開示府令第25号様式、第25号の2様式〕	65
▼全般	65
▼記載上の注意(1)一般的記載事項について	66
▼『1 基本情報』(2)委託会社等(又は管理会社)の情報の記載について	67
▼『1 基本情報』(3)ファンドの目的・特色の記載について	68
▼『1 基本情報』(4)投資リスクの記載について	69
▼『1 基本情報』(5)運用実績の記載について	71
▼『1 基本情報』(6)手続・手数料等の記載について	73
▼『2 追加的情報』の記載について	74
●目論見書の電子交付について〔企業内容等開示府令第23条の2等、特定有価証券開示府令第32条の2等、外国債等開示府令第18条の2等〕	76
●附則	77

凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成21年法律第58号）	改正法
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法施行令	金商法施行令
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令	定義府令
企業内容等の開示に関する内閣府令	企業内容開示府令
外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令	外国債等開示府令
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令	特定有価証券開示府令
特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令	特定証券情報等府令
証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令	証券情報等府令
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
投資信託及び投資法人に関する法律	投信法
投資信託及び投資法人に関する法律施行規則	投信法施行規則
企業内容等の開示に関する留意事項について	開示ガイドライン
特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について	特定有価開示ガイドライン

I. 「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し関連

	コメントの概要	金融庁の考え方
	●定義府令	
	▼取得勧誘類似行為[第9条]	
1	自己株式の処分は金商法第2条第3項に規定される「有価証券の募集」に該当し、同法第4条第2項の要件を満たす場合は、届出を要しないと理解でよいか。	ご理解のとおり、会社法第199条第1項の規定に基づいて行う自己株式の処分については、「有価証券の募集」に該当します。なお、金商法第4条第2項ただし書の規定に該当する場合には、届出が不要になるものと考えられます。
2	取得勧誘類似行為につき、自己株式の処分を追加した趣旨について教えてほしい。	いわゆる自己株式の処分を取得勧誘類似行為に追加した趣旨は、 ① 会社法上、募集の手続が取られていることから、金商法においても、これと一貫した取扱いとすべきであると考えられること ② 発行者から譲渡される既発行株式は実質的に新規発行株式と差異がないと考えられることです。
3	定義府令案第9条第1項各号においては、基本的に「当該有価証券」という語を用いているが、同項第1号のみ「当該株券」という語を用いていることの意図を確認したい。	定義府令第9条第1号は株券のみが対象となりますので、「有価証券」という用語は使用していません。同条の他の号においては、外国の者が発行する証券を含んでいますので、条文上これらを受ける用語として「有価証券」を使用しています。 なお、第1号に対応する外国会社の発行する証券で株券の性質を有するものについての規定は、同条第5号です。
4	2008年12月17日付金融審議会ディスクロージャーワーキンググループの報告書においては、発行に近接して販売勧誘が行われる場合には情報の非対称性が存在するため、法定発行開示等を求めることが開示規制の趣旨に沿うとして、発行後3ヶ月以内といった発行に近接して行われる売出しについては法定発行開示を求め、売出しに関する開示規制の緩和(外国証券売出しに関する開示義務の軽減等)を適用しない方向性が示されていた。しかしながら今般公表された政府令案においては、報告書の当該趣旨を反映した条文が見当たらない。これは如何なる理由によるものか。	発行後間もない有価証券の売出しは、実態としてプライマリー的な性格が強いと考えられることから、既発行証券であっても、募集に係る開示規制を適用することが適切であると考えられます。こうした観点から、当初は、発行後3ヶ月以内の有価証券の売出しについては募集として開示規制を適用することとしていましたが、募集に係る開示規制と売出しに係る開示規制は、結果的に同様のものとなることから、これに関する規定は設けないこととしました。
5	「売付けの申込み又はその買付けの申込みの	ご意見を踏まえ、自己株式の処分であることが

	<p>勧誘」は、勧誘行為そのものを指すと思われるので、定義府令案第9条第5号は、A社(業者)が、B社が所有するA社株式の売付勧誘等を行う場合まで含むようにも読める。金庫株の売却に限ることを明示すべきではないか。</p>	<p>明確となるよう規定を修正いたしました。</p>
6	<p>「当該発行者が属する外国の法令に基づいて行う」の解釈について、発行者の設立準拠法と有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みに対して適用される法の管轄が異なる場合の考え方について確認したい。</p> <p>例えば、英国やインドの発行者でNYSE上場している場合、米国法に基づく勧誘行為をもって同号に定める勧誘と見なすのか否か。</p>	<p>ご指摘のような場合は、英国やインドの発行者の設立準拠法に従うこととなります。その旨を明確にするため、規定を修正いたしました。</p>
7	<p>定義府令案第9条第1項第5号はその文言だけを読めば外国の法令に基づく売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を全て含むように読めるが、同項第1号との平仄から、会社法第199条の規定に相当する外国の法令に基づいて行う売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘のみを規定しているという理解でよいか。</p>	<p>ご指摘のとおり、外国会社の準拠法で自己株式の処分を規定されているところに従った自己株式の処分を念頭に入れております。文言の修正をいたしました。</p>
<p>▼同一種類の有価証券等[第10条の2]</p>		
8	<p>債券に関しては、償還日、利率が同じでも、建て通貨(額面、利払、償還)が違えば同一種類のものというは明らかにおかしい。同一の要件として建て通貨(額面、利払、償還)を加えてほしい。また、優先出資証券も同様に措置してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、債券については「金額を表示する通貨」を要件に加えました。例えば、償還価格と利率が予め固定されている場合、通貨建てが有価証券の同一性(同一種類であるか否かを判断する)基準となります。なお、エクイティの価値は予め固定されませんので通貨を有価証券の同一性の基準とすることは妥当ではないと考えられます。</p>
9	<p>債券に関して、最終的に、為替換算の結果、利払金の額が等しくなったとしても、要件となる建て通貨が異なっていれば、同一種類の有価証券とみなされないと解してよいか。</p>	<p>債券については償還価格と利率が通常予め固定されますから通貨建てが有価証券の同一性の基準となりえます。最終的に計算後に得られた金額が偶然同一になることがあっても、異なる種類の有価証券であると考えられます。</p>
10	<p>定義府令案第12条(今次改正案で削除され、第10条の2に新設)と比較したとき、金商法政令第1条の6について、「同一種類」の定義として第10条の2第2項が設けられている。個別に規定した意図を教えてください。</p>	<p>改正前の定義府令には、第12条の第1項及び第3項については、条文の順序は変わっていますが、同様の規定は改正後の内閣府令に定められています。改正前の定義府令第12条第1項が改正後の第10条の2第2項であり、改正前の第12条第3項が改正後の第10条の2第1項です。</p>

		<p>一方、第 10 条の2第2項は人数通算に関する規定であり、有価証券の募集又は売出しの判断の対象とする私募又は私売出しに係る有価証券を含まない規定となっています。</p>
11	<p>定義府令案第 10 条の2第1項と第2項とでは、同一種類の有価証券の表記として、「<u>当該有価証券及び当該有価証券と発行者が同一で……</u>」(第1項)と「<u>当該有価証券と発行者が同一で……</u>」(第2項)と、下線部の有無が差異としてあるが、趣旨について確認したい。</p>	<p>定義府令第 10 条の2第2項は人数通算に関する規定であり、有価証券の募集又は売出しの判断の対象とする私募又は私売出しに係る有価証券を含まない規定となっています。</p> <p>一方、第 10 条の2第1項については、対象とする私募又は私売出しに係る有価証券を含みません。</p>
12	<p>定義府令案第 10 条の2第1項第5号の「対象有価証券」については、当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限るとされているが、同一の銘柄として判定する要素の口において、株式の発行者が同一ということが明示されていない。イに掲げる事項が同じであっても特約の対象の株式の発行者が異なれば当該社債は別銘柄と解してよいか。</p> <p>また、ETF や REIT など、株式以外の有価証券を特約の対象とする場合も対象とする銘柄が異なる場合は同一種類の有価証券とならないよう手当てしてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。</p>
13	<p>定義府令案第 10 条の2第1項第5号は、具体的にどのような商品を想定しているのか。</p> <p>仮にいわゆる他社株転換社債(EB)を想定しているとすると、債券の保有者には、「対象有価証券による償還をさせることができる権利を有している」というよりは、一定の条件が成就した場合には現物償還が強いられるという性質のものが EB では通常であるところ、第5号が想定している範囲に一般的な EB が入るのかを確認したい。</p> <p>仮に、保有者が権利を有している場合に限定されるのであるとすると、ここで EB と呼んでいるもの(保有者に選択権がないもの)については、第3号に該当するのではなく、第6号に該当するという理解でよいか。</p>	<p>定義府令第 10 条の2第1項第5号はいわゆる他社株転換社債を定めたものです。</p> <p>ご意見を踏まえ、規定を修正しました。なお、考え方として、「権利を有する」とは「利益を受ける地位にある」という意味であって、「権利の行使について選択権を有する」という意味ではありませんので、償還が強制的に行われる場合も同号に含まれます。</p>
14	<p>定義府令案第 10 条の2第1項第6号の「権利」のうちには、当該社債契約にあるコール条項やプット条項、償還時の償還価格の決定に係る条項などの償還条件なども含まれると解してよい</p>	<p>ここでの権利は、例えば、「他の会社の株券で償還される場合がある」というような特約を考えています。これに沿うよう規定を修正いたしました。</p>

	か。	
15	金商法第2条第1項第17号に掲げる有価証券であって、同第3号に掲げる有価証券の中には、定義府令案第10条の2第5号、第6号の性質を有するものがある。これらが単純に利率と償還期限のみで同一の有価証券とみなされるのは不合理なので、5号、6号の条件も付加してほしい。	ご意見を踏まえ、定義府令第10条の2を修正いたしました。
▼譲渡制限[第11条、第12条、第13条の4、第13条の7]		
16	定義府令案第11条第2項第1号と第2号の関係は「及び」でしょうか「又は」でしょうか。「及び」であるとすると、第2号イの「前号に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、」は不要であり、かえって第1号と第2号の関係を分かりにくくすると思われる。	定義府令第11条第2項第1号と第2号の関係は、第2号に掲げる有価証券の場合は、第1号の要件に加えて、別の要件が必要となる趣旨ですので、第2号柱書において、「前号に掲げる要件のほか、(中略)、それぞれ次に定める要件に該当すること」に規定を修正いたしました。
17	定義府令案第11条第2項第2号イは、「受託有価証券が令第一条の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当すること。」とは、受託有価証券の受託者による取得が適格機関投資家私募であったこと、という意味か。適格機関投資家私売出しの方法で既発有価証券を受託者に譲渡する場合を排除する必要はないと考える。	ご意見を踏まえ、適格機関投資家私売出しの方法で既発有価証券を受託者に譲渡する場合を追加するよう規定を修正いたしました。
18	定義府令案第11条第2項第2号イについても、同号ロ(2)やハ(2)と同様の場合を認めてよいのではないか。同号ロ(2)やハ(2)と同様の場合でも、転売制限の付されていない有価証券が引き出されないようにするという目的は達せられると考えられるし、有価証券信託受益証券をカバードワラントや預託証券とことさらに区別する理由もないと思われる。	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。
19	定義府令案第11条第1項第3号に「転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置」とあるが、具体的な措置は何かについて確認したい。	例えば、ウェブサイトにおいて、有価証券に転売制限の有無及びその内容を示す記号又は符号が付されていることが考えられます。
20	定義府令案第11条第1項第2号、同条第2項第2号ロの「当該有価証券に転売制限が付されている」という表現を、株券と同様、有価証券の条件としての転売制限ではなく、当事者間のBilateralな譲渡制限である旨を明示いただきたい。海外発行体の有価証券で、国内に持ち込む業者のコントロール下でない発行体の場合、有	譲受人が当該転売制限に拘束されることで足りませんので、当事者間の合意で足りるものと考えられます。

	<p>価証券の条件とすることを要求しても受入てもらえないといった困難を伴うことが想定される(特に海外投資家への販売を主とした有価証券の一部を国内の投資家に販売するような場合)。</p>	
21	<p>定義府令案第 11 条第2項第2号口の「当該有価証券に関する情報を記載した書面」とは、転売制限告知書を含むと理解してよいか。</p>	<p>「当該有価証券に関する情報を記載した書面」とは、転売制限告知書を含みます。</p>
22	<p>定義府令案第 11 条第2項2号の「当該有価証券に関する情報を記載した書面」については、当該有価証券を特定するに足る情報が記載されていれば要件を満たし、それ以上に当該有価証券の発行条件や権利内容を記載する必要はないことを確認したい。</p>	<p>転売制限及びこれに必要な情報が明確に記載されていれば十分であると考えられます。他方で、私募であっても、実務上、有価証券を説明する資料が交付される場合が多いようですので、このような資料に記載することも考えられます。</p>
23	<p>定義府令案第 11 条第1項第2号の「当該有価証券に関する情報を記載した書面」において記載を要する「当該有価証券に転売制限が付されている旨」に関しては、当該記載の前提として転売制限が有価証券そのものに付着し、または有価証券の権利内容そのものとなっており、従って有価証券の転々流通に際し法律上当然に転売制限も有価証券の譲渡に伴って移転する性質のものである、ということはやしなないと理解でよいか。</p>	<p>譲受人が当該転売制限に拘束されることで足りるので、当事者間の合意で足りるものと考えられます。</p>
24	<p>定義府令案第 11 条第1項第2号の「当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置が執られていること」とあるが、例えば契約締結前交付書面等、当該取引に関して交付される書面において、「各条に規定されている告知すべき内容」及び「当該内容が各条に基づき記載されている旨」が明記されており、かつ、当該有価証券に係る記載であることが特定できるようになっているのであれば、前述の規定を満たす書面を別途用意する必要はないとの理解でよいか。</p>	<p>「有価証券に転売制限が付されている旨を記載した書面」と「契約締結前交付書面」を別の書面とする必要はありませんが、「有価証券に転売制限が付されている旨」が明確になっている必要があると考えられます。</p>
25	<p>定義府令第 11 条第1項第2号の交付書面について、予め、転売制限の内容とそれが付される有価証券が記載される金融商品取引業者のホームページの URL を記載し、当該ページには、プロ私売出し、少人数私売出し等の私売出しの類</p>	<p>適格機関投資家に対する告知義務については、あらかじめ包括的に告知内容を記載した書面の交付(一定の要件を満たす場合は、電子交付も可能)を行った上で、適格機関投資家の同意があれば、個別取引ごとの告知は不要であると</p>

	<p>型ごとに対象有価証券及び転売制限の内容を提供しておく(投資家にとって分かりやすく閲覧できる状態に置く)というような仕組みを導入することは可能か。交付書面においては、当該ホームページを参照してほしい旨記載することになる。(仮に、適格機関投資家に限ってかかる対応を行うことは可能か。)</p>	<p>考えられます。</p> <p>また、ご意見のように、適格機関投資家に対する場合であり、かつ、その適格機関投資家の同意がある場合には、適格機関投資家に渡す告知書に対象となる有価証券と転売制限の内容が掲載されるホームページのURLを記載した上で、当該ページにおいて、適格機関投資家私募、少数私募等の類型ごとに対象有価証券及び各有価証券についての転売制限の内容を提供しておき、適格機関投資家はその情報を閲覧できるようにすることも可能であると考えられます。</p>
26	<p>国内の上場株券等を対象とするEB債については、新株発行と自己株式の処分を伴うものを除き、株券等による償還が行われても当該株券は流通市場から取得するため、私募の潜脱行為とはならないと考えられることから、新株発行と自己株式の処分を伴うものを除いては少数向け取得勧誘が可能となるよう手当てしてほしい。また、ETF・REITを対象とするEB債についても少数向け取得勧誘が可能となるよう手当てしてほしい。</p> <p>なお、適格機関投資家向け取得勧誘についても上記と同様の対応をしてほしい。</p>	<p>国内の上場株券等に転換する社債券については、一定の要件を満たす場合、私募及び私売出しができるように規定を修正いたしました。</p>
27	<p>現行の規定では適格機関投資家向け私募・少数私募に関して、有価証券の種類毎にきめ細かく要件が規定されているが、定義府令改正案第11条、第13条に(一部の有価証券を除き)比較的概括的に要件が規定されているため、私募要件を満たすために現行におけるような具体的・詳細な方法が要求されないと理解して問題ないか。特に、投資信託の受益証券、振替投資信託受益権および外国投資信託の受益証券(以下「投信受益権等」)については、定義府令第11条第2項第1号または第13条第3項第1号に掲げる要件を満たせば良く、従って同第11条第2項第1号口及び第13条第3項第1号口に規定されている「当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること」を満たせばよいとの理解で問題ないか。</p>	<p>改正前の有価証券の私募の転売制限の規定は、有価証券の種類ごとに異なる要件が規定されていましたが、これらの要件を整理・検討し、改正後の有価証券の私募の転売制限は、ご意見の通り多くの種類の有価証券に共通し、また私売出しとも共通する概括的な規定となっています。改正法施行後は、かかる改正後の要件を満たすことで足りる。</p> <p>また、改正法施行日以後に開始する有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等については、改正後の規定が適用されます。現行の私募要件を満たす投信受益権等は、改正法施行前に有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等を開始しているものは、改正前の要件を満たしていれば足りる。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、投信法施行規則における私募要件については、定義府令と同様のものといたしました。</p>

	<p>また、現行の定義府令の私募要件を満たす投信受益権等は、改正後においても私募要件を満たしているものと解釈されるのか。</p> <p>上記の理解が正しいとして、投信法施行規則第4条および第5条に規定されている投信受益権等に関する私募要件も定義府令改正案と整合するように改正してほしい。</p>	
28	<p>海外既発行証券についての転売制限では、現行法において「非居住者に譲渡するものを除き」という文言が入っており、改正案においても当該文言を入れてほしい。(又は、入れずとも非居住者への分割転売は可能か。)</p>	<p>非居住者への譲渡は、原則として、勧誘が行われる国の規制に服して販売されるべきと考えられます。ただし、日本法令に基づく転売制限は日本国内で行われる勧誘においては有効ですから、転売制限を消滅させることを目的として、一旦、海外の非居住者に譲渡し、その後日本国内の居住者に譲渡しても転売制限は存続すると考えられます。</p>
29	<p>定義府令案第11条第2項第2号に「当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合」と規定されているが、オプションはその行使により有価証券の売買その他の取引を行うものであるから、オプションの自動行使により取引は成立するものの、決済が差金の授受によって行なわれ、現物の授受がなされない取引であれば、当該要件を充足するとの理解でよいか。</p>	<p>決済が差金の授受によって行われ、有価証券の譲渡が実質的に行われない場合は、定義府令第11条第2項第2号ロ(2)の「当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われないこと」に該当すると考えられます。</p>
30	<p>定義府令案第11条第2項第2号について、EBを想定したとすると、いわゆる上場株式現物で償還されるタイプのEBは私募・私売出しが制限されるため、(外国証券売出しが認められない限り)公募によらざるを得なくなる。この点、差金による償還のみがなされ、現物有価証券により償還がなされない取引であれば、当該要件を充足するとの理解でよいか。</p> <p>なお、現物有価証券での償還について投資家ニーズが高いことから、現物により償還されるタイプのEBが相当数発行されているものと思料する。EBか現物株式のどちらに投資するかは投資家のニーズに応じた商品性の違いに由来するところ、EB償還に用いられる現物は、通常、セカンダリー市場で調達される。また、今般の改正において、EB債について追加的に制限をすることを正当化する事情は特に認識されていない。かか</p>	<p>他社株転換社債の私募・私売出しを一定の要件の下で可能としました。</p>

	る実情に鑑みれば、上場株式現物で償還されるものを新規に制限する必要はないと考える。	
31	定義府令案第 11 条第3項・第7項、第 13 条第4項・第7項で「承諾」が「同意」に変わっているが、その改正の趣旨は何か。	改正前の「承諾」は、基本的に書面による意思表示を前提として考えられていましたが、書面以外の方法によることも可能である旨を明確にするため、改正したものです。
32	定義府令案第 11 条第6項の書面被交付者による同意の取得方法は、目論見書の電子交付の場合と同じにすべきではないか。	ご意見を踏まえ、当該規定を「電磁的方法又は電話その他の方法により同意」に修正いたしました。
33	「単位」とは券面額と考えてよいか。また、「単位」が複数あるように見受けられる場合、例えば「5千万円以上 1 千万円毎」を取引単位としている場合、当該有価証券の売買にかかる最低金額である、例でいう5千万円を「単位」と解してよいか。	単位を券面額とすることも考えられますが、券面額未満の金額に分割が不可能になっている必要があります。基本的に、単位が複数ある場合は想定していませんでしたが、いずれにしても、必ず保有者が合計 49 人を超えることがないようにしている必要があります。
34	定義府令案第 13 条第2項第2号ハの「転売制限」は「前号口の制限」か。仮に「転売制限」が正しいようなら、同条第1項第1号の「(以下この項において「転売制限」という。)」は「(以下この項及び次項第2号において「転売制限」という。)」となるのではないか。	当該規定における「制限」は、定義府令第 13 条第2項第1号口の「制限」になります。
35	外国株式を原資産とした預託証券については、定義府令案第 13 条第3項第1号イ(1)の転売制限を付され、原資産である外国株式が金商法施行令第1条の7第2号イの要件を充足している場合は、当該預託証券の枚数又は単位の総数が 50 以上であっても、少人数私募が可能との理解でよいか。	外国株式を原資産とした預託証券については、定義府令案第 13 条第3項第1号イ(1)の転売制限を付され、同項第2号ハの要件を満たすときは、当該預託証券の枚数又は単位の総数が 50 以上であっても、少人数私募が可能です。
36	「転売制限が付されている」とは、転売制限が有価証券の内容になっている(社債であれば社債要項に規定されている)という趣旨であるか。それとも、有価証券の内容とならない当事者間の合意等も含む趣旨であるか。少人数私募で発行された有価証券を適格機関投資家私売出することを認めるのであれば、有価証券の内容とならない合意等による転売制限を認めるべきと思われる。	譲受人が当該転売制限に拘束されることで足りるので、当事者間の合意で足りるものと考えられます。
37	定義府令案第 13 条において、一括転売制限の場合においても、非居住者に転売する場合は、その規制対象から除外していただきたい。旧第 23 条の 14 と同趣旨であり、問題はないものとする。	有価証券の勧誘行為に関して、金商法が適用される範囲は、原則として、勧誘が行われる場所が日本国内である場合と考えられます。非居住者であっても、勧誘行為が日本で行われる場合

	思われる。	は、日本の規制に従う必要があると考えられますし、勧誘行為が国外で行われる場合は、当該勧誘地の規制に従うことと考えられます。有価証券を譲り受けようとする者が居住者又であるか非居住者であるかは、この点において基準にならないと考えられます。
38	適格機関投資家私募で発行された有価証券又は適格機関投資家私売出で販売された有価証券について、その後当該有価証券又は同種の有価証券について開示が行われた場合、転売制限は消滅し、金商法施行令第1条の7の3に該当しなくても、転売に係る勧誘について開示は不要(場合によって目論見書は必要)という理解でよいか。	ご意見のとおり、同一種類の有価証券の開示が行われた場合は以後私募又は私売出しはできません。転売制限は消滅するものと考えられます。
39	適格機関投資家私募又は適格機関投資家私売出で販売された有価証券であっても、転売制限にかかわらず、金商法第4条第1項各号に該当する方法で届出をせずに売出しを行うことは可能か。	届出をせずに売出しが可能となる場合として、同一種類の有価証券の開示が行われた場合、金商法第4条第2項の適格機関投資家取得有価証券一般勧誘の場合が考えられます。
40	定義府令案第13条の4第2項第2号イの「受託有価証券が令第1条の4各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めること。」の「それぞれ」以下の書きぶりが同令第11条第2項第2号イと異なっているが、同令第11条第2項第2号イの書き方に統一してはどうか。	ご意見を踏まえ、当該規定を修正いたしました。
41	従来金融商品取引業者が金商法23条の14に定める「転売制限」を付して顧客に売り付けた外国証券(既に海外で発行されたもの)について、今回の金商法改正以降も引き続き売付けを行う場合、「売出し」または「私売出し」による売付けの方法を選択できるものと解せられる。 改正後、当該有価証券について簡易な情報提供などによる「売出し」を金融商品取引業者が選択した場合、過去に転売制限を付して売り付けた同一種類の有価証券については、「転売制限」を解禁しても実質的に問題はないと考えられますがどうか。	転売制限は、原則、私募又は私売出しにより発行され、又は取得される有価証券に付されることとなります。また、外国証券売出しにおいては、外国証券売出しにより有価証券を取得する者に外国証券情報が提供・公表されますが、提供の方法がとられた場合には、当該有価証券を取得するに者以外の者は外国証券情報を入手することは困難です。こうした状況を踏まえれば、同一種類の有価証券について外国証券売出しが行われても、これをもって自動的に同一種類の他の有価証券に付された転売制限が消滅することはないと考えられます。
42	「転売制限」について「当該有価証券に転売制限が付されている」とあるが、既に発行された有価証券についてその証券そのものに後から転売	譲受人が当該転売制限に拘束されることで足りるので、当事者間の合意で足りるもの考えられます。

	<p>制限の意であるとする実務的に困難である。本条の「付す」の意が、金融商品取引業者と投資家、及び投資家の転売先への転売条件(有価証券固有でない、外付けの契約)との意も含むのか。外付けの契約を含むのであれば、金商法において削除された第23条の14の規定していた「政令で定める条件が当該有価証券の売付けに付される」という法文との差異があるように思われる。</p>	
43	<p>定義府令案第13条の7第1項第2号は、あくまで「当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面」に「転売制限が付されている旨の記載」がなされていることが要件であり、私法上、当該有価証券に「転売制限」が付されているかどうか(例えば、社債要項に転売制限が規定されているかどうか)は、本号該当性に影響を及ぼさないことを確認したい。</p>	<p>譲受人が当該転売制限に拘束されることで足りませんので、当事者間の合意で足りるものと考えられます。</p>
44	<p>少人数私募で発行された有価証券又は少人数私売出しで販売された有価証券は、少人数私売出しによる転売のほか、適格機関投資家私売出し又は特定投資家私売出しによる転売が可能という理解でよいか。また、少人数私募で発行された有価証券又は少人数私売出しで販売された有価証券について、届出書を提出して売出しを行うことは可能か。</p>	<p>少人数私募で発行された有価証券又は少人数私売出しで販売された有価証券は、少人数私売出しによる転売のほか、適格機関投資家私売出し又は特定投資家私売出しが可能で、また、少人数私募で発行された有価証券又は少人数私売出しで販売された有価証券について、届出書を提出して売出しを行うことは可能です。</p>
45	<p>少人数私募で発行された有価証券又は少人数私売出しで販売された有価証券について、その後当該有価証券又は同種の有価証券について開示が行われた場合、転売制限は消滅し、金商法施行令第1条の7の3に該当しなくても、転売に係る勧誘について開示は不要(場合によって目論見書は必要)という理解でよいか。</p>	<p>ご意見のとおり、同一種類の有価証券の開示が行われた場合は以後私募又は私売出しはできません。転売制限は消滅するものと考えられます。</p>
46	<p>少人数私募又は少人数私売出しで販売された有価証券であっても、転売制限にかかわらず、金商法第4条第1項各号に該当する方法で届出をせずに売出しを行うことは可能との理解でよいか。</p>	<p>届出をせずに売出しが可能となる場合として、上記の同一種類の有価証券の開示が行われた場合、金商法第4条第2項の適格機関投資家取得有価証券一般勧誘の場合が考えられます。</p>
47	<p>「転売制限」の制限として「当該有価証券に表示されている単位未満に分割が出来ない」旨の制限を付したとしても、部分償還・部分買入償却などにより、券面額が一部減額することは当該分</p>	<p>当該有価証券を保有する人数が増えることがありえないのであれば、部分償還又は部分買入償却は禁じられないものと考えられます。</p>

	割に該当しないか。	
48	短期社債の既発債の売出し勧誘は私売出しに該当しないと解釈してよいか。	その売付け勧誘等が定義府令第11条第2項等に規定する要件の該当する場合には、私売出しに該当します。 なお、開示ガイドラインにおいて、短期社債に係る私売出しの要件の取扱いについて規定いたしました。
▼売付け勧誘等に該当しない有価証券の売付けの申込等の勧誘[第13条の2]		
49	定義府令案第13条の2各号は例示であるという理解でよいか。	定義府令第13条の2第1号に規定する「法第67条の19に規定する通知」及び第2号に規定する「認可金融商品取引業協会に対して、当該協会の規則に基づき行われる当該有価証券に関する情報の提供」については例示的列挙ですが、いずれにしても、これらの各号の規定に該当する必要があります。
50	定義府令案第13条の2第3号について、当該有価証券の売付け勧誘等を行う者が除かれているが、これは当然の事理を規定したものであり、証券会社の行為であっても、そもそも「当該有価証券の売付け勧誘等」に該当しない行為は法2条4項の「売付け勧誘等」に該当しないという理解でよいか。 例えば、 ・証券会社が購入し、保有している有価証券の在庫の一覧表を投資家に提供するという行為 ・情報提供を目的とする価格情報の提供や気配を表示・配信する行為 ・証券会社が提供するトレーディング・プラットフォームやウェブサイトアクセス権を与えられた顧客だけが、能動的に各証券会社の提供する在庫ないし取扱可能証券についての価格情報を閲覧する場合 ・証券会社が在庫の有無に係らず、取り扱うことのできる債券につき前日の終値を記載して顧客に提供する行為	定義府令第13条の2第3号は削除いたしました。 ご指摘の4つの行為は、他の行為その他諸般の事情を総合的に考慮して判断されるべきですが、勧誘行為に該当する場合があります。
51	証券会社は自社保有の(複数の)証券銘柄のみに関して売買価格に関する情報を一覧表にしたもの(オファーシートと呼ばれることがある)を提供することが少なくないが、単なる情報提供目的であり、提供と同時に具体的な勧誘行為がなければ定義府令案第13条の2第3号による除外	定義府令第13条の2第3号は削除いたしました。 オファーシートを閲覧させる行為も、金融商品取引業者等の他の行為、投資者の性質、シートに記載されている有価証券の性質、数など諸般の事情から勧誘と解される場合があります。

	を受けられるか。換言すれば、同号の「多数の有価証券に係る売買価格に関する情報の提供」における有価証券がすべて金融商品取引業者が現に保有する有価証券であったとしても、同号に該当すると考えてよいか。	
52	定義府令案第 13 条の2第3号に規定されているのは売買価格に関する情報の提供なので、証券会社が顧客に自社の在庫銘柄の一覧(在庫表と呼ばれることがある)を送付するだけでは同号の要件を満たさないとと思われるが、売買価格の情報を付け加えれば同号の要件を満たすと考えてよいか。	<p>定義府令第 13 条の2第3号は削除いたしました。</p> <p>在庫表を閲覧させる行為も、金融商品取引業者等の他の行為、投資者の性質、シートに記載されている有価証券の性質、数など諸般の事情から勧誘と解される場合があります。</p> <p>なお、上記の行為は、金商法施行令第1条の3の3第 11 号に規定する、「金融商品取引業者が顧客のために取引所金融商品市場又は外国金融商品取引所における有価証券の売買の取次ぎを行うことに伴う有価証券の売買」の一連の行為と看做せる場合もあることから、その旨、開示ガイドラインにおいて、明示いたしました。</p>
53	定義府令案第 13 条の2第3号の記述ではインターネット等を通じた継続的な売買価格の提供は売付け勧誘にあたらないとされているが、その一方で同条の後段には「当該有価証券の売付け勧誘を行う者又は当該有価証券の売付け勧誘等に関して売買の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う者が行う場合を除く。」とされている。この後段の記述では、当該有価証券の販売を行っている証券会社が行う同様の行為はすべて勧誘に該当するように読めてしまう。募集・売出し(外国証券売出しを含む)を行った証券会社が、その後のマーケットメイクや価格情報の提供を行うことは投資者のためにも必要なことであるため、当該文章は削除してほしい。	<p>定義府令第 13 条の2第3号はすべて削除いたしました。</p> <p>価格情報の提供が勧誘と解されることはあると考えられます。</p>
54	<p>投資運用業を行う金融商品取引業者(以下「投資運用業者」)がその運用する顧客資産に組入れている有価証券(一般的には上場有価証券)について行う売付け行為および信託銀行が受託者として行う売付け行為は、黙示的に「売付け勧誘等」に該当しないと考えているが、この解釈で問題は無いのか。</p> <p>また、あわせて投資運用業者及び受託者たる信託銀行が金融商品取引所においてブロック取</p>	<p>投資運用業を行う金融商品取引業者等がその業務として他者から委託を受けて運用している資産運用行為の一環として有価証券を売り付ける行為は、金商法施行令第1条の7の3第6号に該当しうると考えられます。当該者がその業務として他者から委託を受けて運用している資産運用行為の一環として有価証券を買い付ける行為は、同号の「他の者に取得させる目的で買い付ける者」に該当しうると考えられます。いずれの</p>

	<p>引を行う場合や市場外でブロック取引を行う場合にも金商法施行令第1条7の3第1号に掲げる取引に該当し、売出しには該当しないと考えているが、この解釈で問題は無いか。</p> <p>仮に上記、確認において投資運用業者、受託者たる信託銀行が行う「売付け行為」が「売付け勧誘等」に該当するならば、「売付け勧誘等に該当しない有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘」を規定する定義府令第13条の2において、当該行為を追加するよう手当てしてほしい。</p>	<p>場合も、当該取引の相手方が認可金融商品取引業協会の会員ですから、同号に従い、当該会員が認可金融商品取引業協会に一定の事項を報告する必要があります。</p>
▼現先取引の対象となる有価証券[第13条の3]		
55	<p>定義府令第13条の3において、債券の現先は、売り出しには該当しないという整理だが、債券等に限定する積極的な理由はあるのか。</p> <p>なお、貸借取引については、そもそも売出しに該当しないとの理解でよいか。</p>	<p>現先取引は債券に限って行われていることを理由とします。</p> <p>貸借取引は、実質的に譲渡でないものといえる場合、売付けに該当しないと考えられます。</p>
●企業内容開示府令等		
▼届出を要しない有価証券の募集又は売出し[第2条等]		
56	<p>企業内容開示府令第2条第3項第3号の2において、他者が行った売付け勧誘等について調査するのはほとんど不可能と思われるので、他者が行った勧誘の金額は合算しないことを明示してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。</p>
▼有価証券通知書、目論見書の作成を要しない有価証券の売出し[第4条、第11条の2等]		
57	<p>平成20年12月17日の金融審議会金融分科会第一部会報告書IV.6.によれば、公募債や売出し債などの国内既開示債券は売出しの届出の必要がなくなると理解していたが、金商法第4条第1項第3号及び第6項に基づく本条が変更されるものではないとすれば、どの条項に基づくものかご教示を頂きたい。</p>	<p>ご質問の趣旨が明らかではありませんが、同審議会報告においては、既に法定開示がなされている既発行有価証券について、「引受人等以外の者が売出しを行う場合は、目論見書の交付及び有価証券通知書の提出は免除することが考えられる」とされています。</p>
58	<p>企業内容開示府令第4条第4項第1号は、売出人(所有者)がイ～ニに該当しない限り、買取受人や売出しの取扱者が勧誘行為を行っても、通知書を不要とする趣旨か。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を明確化いたしました。</p>
59	<p>企業内容開示府令第4条第4項第1号イ及びハに子会社及び子会社の役員・発起人が含まれているのは、これらの者が発行者に関する情報を十分に持っているからであると理解している。その通りだと思うのでストックオプションにつ</p>	<p>ご指摘の企業内容開示府令第2条第2項は、発行者と発行者に非常に近い関係にある人との間においては届出をさせる必要がない場合です。他方、同令第4条第4項は、発行者の関係者と一般投資家との間で情報の非対称性がありう</p>

	いて、企業内容開示府令2条2項を修正(100%子会社に限定しない)すべきと考える。	ることから有価証券通知書を提出させることと しています。趣旨も状況も類似する点は多いので すが、若干の相違点がありますので、検討の結果、 企業内容開示府令第2条第2項の修正は致 しません。
60	企業内容開示府令案第4条第4項2号が適用 される場面は、金融商品取引業者等が売出しに 係る勧誘行為を行っており、かつ、当該金融商品 取引業者等が当該売出しの残額引受人である場 合であるか。	改正後は同条第3号となっておりますが、金融 商品取引業者等が売出しに係る勧誘行為を行っ ており、かつ、当該金融商品取引業者等が当該 売出しの残額引受人である場合です。
61	企業内容開示府令案第4条第4項各号のどれ か1つに該当すると通知書が必要という理解でよ いか。	各号のどれか1つに該当すると通知書の提出 が必要となります。
62	公開買付けに主要株主等が応募して株券を売 り付ける行為について通知書は不要とすべきで あるが、公開買付けへの応募は勧誘行為ではな いから通知書は当然に不要、という理解でよ いか。	公開買付けへの応募は勧誘行為ではないと考 えられ、通知書の提出は必要ありません。
63	公募された社債を発行者の役員や主要株主 が取得し、その後転売しようとする、既開示証 券は私売出しの対象とならず、有価証券通知書 及び目論見書が必要との理解でよいか。	有価証券の売出しに該当するものの、既開示 有価証券の売出しとして届出義務は免除され、 有価証券通知書の提出、目論見書の作成・交付 が義務付けられます。ただし、ご意見のとおり、 発行者の役員や主要株主が所有する社債の売 付け勧誘等は、有価証券通知書の提出及び目 論見書の作成は免除されます。
64	企業内容等開示府令案第4条第4項第2号口 の「法第21条に規定する役員」は「法第21条第1 項第1号に規定する役員」のほうが適当ではな いか。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。
65	企業内容等開示府令案第4条第4項第3号の 「引受人」については、当該売出しに係る引受人 のみを意味し、過去に行われた当該有価証券と 同一銘柄の有価証券の売出しについて引受人と なったに過ぎない者は含まれないという理解でよ いか。	ご理解のとおり、過去に引受人であった者を含 みません(当該規定は、第4条第4項第4号にな っています。)
66	企業内容等開示府令案4条4項3号の「引受 人」については、いつの時点において「同種の既 発行証券に係る取得勧誘…又は売付け勧誘等 に係る引受人」に該当する(していた)かにつ いて特に制限が設けられていないが、過去に一度 でも「同種の既発行証券に係る取得勧誘…又は 売付け勧誘等に係る引受人」になった者につ いて	ご意見を踏まえ、企業内容等開示府令案第4 条第4項第3号を削除いたしました。

	は、本号イからハまでのいずれかに該当すれば、本号に該当することとなるのか。	
67	<p>企業内容開示府令第4条第4項、第11条の2第4号では、自社若しくは自社の親会社が発行者となる有価証券の公募又は売出し(届出が必要なもの)を行った証券会社は、その後の売付け勧誘にはすべからく発行体の有価証券通知書の提出、目論見書の交付が必要となってしまう。</p> <p>また、発行者又は自社の親会社以外の発行体の関係者が所有する有価証券を、自社が仕切りまたは委託により他の投資家に売付け勧誘する場合も、同様の理由により、その他の所有者が売却する場合と差異を設ける必要はないと考える。</p>	ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。
68	<p>既開示証券の売出しが行われる場合について、企業内容開示府令で定める発行体関係者が所有するものの売出し、残額引受けを伴う売出し、業者が引受人となった親会社発行証券の売出しについては、すべからく目論見書の作成・交付義務が発生すると読める。しかしこのような取引で「売出し」に該当するもののうち、証券会社が流通市場でセカンダリー取引として扱うものについては、目論見書の作成は過剰規制と考えられるものもある。</p> <p>例えば、従来プライマリーとして証券会社が扱うものは、法人関係情報を取扱う部門が引受審査を行い、引受契約を締結して販売しているが、セカンダリー取引においてはそのようなプロセスはない。従って証券会社に発行体に関する特別な非公開情報が入ってくることもない。このようなものについては、目論見書は不要ではないか。</p>	ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。
69	<p>金商法第4条第1項第3号に掲げる有価証券の売出しが行われ、結果として売残り(いわゆる募残)が生じた場合で、当該募残の処理のため当該有価証券の引受人(金商法第2条第6項第1号の契約を締結)であった金商業者が日を改めて当該金商業者自身が売出人となり当該有価証券の売出しを行う場合かつ当該金商業者が主要株主に該当しない場合には、有価証券通知書の提出、目論見書の作成は不要と考えられるか。</p>	ご意見を踏まえ、規定を修正したところですが、当該有価証券の引受人(金商法第2条第6項第2号に該当する場合)に該当しますので、有価証券通知書の提出及び目論見書の作成が必要となります。
70	<p>企業内容開示府令第4条第4項第3号、同</p>	ご意見を踏まえ、過去の引受けについては要

	令第11条の2第4号にいう「当該有価証券と同種の既発行証券」の意味を明らかにしてもらいたい。例えば、業者が日々セカンダリーで販売する有価証券と偶々同種の有価証券につき過去引受けを行っていた場合、当該販売玉につき通知書、目論見書が必要となるのか。	件から削除いたしました。
71	企業内容開示府令案第4条第4項第1号、第11条の2第4号に定める要件の適格性の判断は、売出しを行う時点との理解でよいか。	同号に定める要件の適格性は、売出しを行う時点に判断することになります。
72	企業内容開示府令案第4条第4項第3号、第11条の2第2号の引受人からいわゆる買取引受けを行うものが除かれているが、残額引受けを行うものに限った理由は何か。	発行者に類似する立場にある者には一定の開示義務を課すことが適切であると考えられますが、通常の流通市場で買い集めた場合は開示義務を除外するところに趣旨があります。ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。
73	<p>企業内容開示府令案第4条第4項及び第11条の2第4号について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行者の発起人については、設立から(例えば)1年と合理的に区切るべきである。 ・通常、子会社とその役員及び発起人は、通常、発行者の情報を知る立場にないため、除外されるべきである。さらに、かかる規制が導入されると、自社、自社の親会社等の公募債を業者がセカンダリーで売買して「売出し」に該当する場合には、すべから目論見書作成義務等が発生することになってしまう。 ・「類するもの」は予測可能性に乏しい文言である。法定開示違反の罰則を伴うことからすれば、少なくともガイドライン等で例示すべきである。 	<p>ご意見を踏まえ、発起人の時間的制限について規定を修正いたしました。</p> <p>現在、ホールディング・カンパニーという形態が一般化しており、子会社が親会社である発行者に類似の存在があると認識しております。債券については子会社の場合を除外いたしました。</p> <p>また、「類するもの」についての規定を明確化いたしました。</p>
74	企業内容開示府令案第11条の2第1号の趣旨はなにか。適格機関投資家取得有価証券一般勧誘等の場合(すなわち、適格機関投資家私募で発行された有価証券が、後に既に開示された有価証券になってから、一般投資家に勧誘・転売される場合)には目論見書は不要という趣旨か。そうであれば、金商法第4条第2項の「その他の内閣府令で定める要件」においても、適格機関投資家私募で発行された有価証券が後に既に開示された有価証券になった場合について、手当てしておくべきではないか。	企業内容開示府令上、「有価証券の売出し」には特定組織再編成交付手続が含まれるなど、その範囲が拡大していますが、このうち、投資者保護の観点から、目論見書の作成が必要な有価証券の売出しは金商法第2条第4項に規定するものであるということをご規定するものです。
75	企業内容開示府令案第11条の2第4号の「引受人に該当せず、かつ、次に掲げる者に該当し	ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。

	ない」は「引受人に該当せず又は次に掲げる者に該当しない」ではないか。そうでないと第4条第4項第3号とずれが生じると思われる。	
76	企業内容開示府令案第 11 条の2第2号ニで「イからハまでに掲げる者に類するもの」とあるが、どのような者を意図しているのか。	ご意見を踏まえ、規定を明確化いたしました。
▼適格機関投資家向け勧誘に係る告知の内容[第 14 条の 14 等]		
77	有価証券を取得した者が、同一種類の有価証券を含めた発行価額の総額を知っているとは限らないため(特に転々譲渡されている場合)、発行価額の総額と売付け勧誘等の価額の合算も困難と考えられる。また、金商法第 23 条の 13 第 1 項ただし書の趣旨は、同一の所有者が同一の有価証券を、9,900 万円ずつに分割して複数回の売付け勧誘等を行い、告知義務を潜脱すること等を防止することにあることだが、発行価額が 1 億円であったために 100 万円の有価証券を転売するために告知が必要になるとするのは、ただし書の趣旨にもそぐわないと考えられる。	ご指摘のような場合について告知を不要とすると、累積した発行価額が 1 億円を超える場面で発行価額を小さくすることで告知義務を免れることができるため、修正することは適当でないと考えます。
78	企業内容等開示府令第 14 条の 14 第 2 項において、他者が行った勧誘の金額は合算しないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。
▼少人数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券[第 14 条の 16 等]		
79	金商法施行令第 3 条の 2 の 3 においては、少人数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘の範囲が「有価証券発行勧誘等」と規定されていることから、外国法人が国内で発行した既発行の短期外債についての「有価証券交付勧誘等」に該当する少人数向け売付け勧誘等(少人数私売出し)は告知書(金商法第 23 条の 13 第 5 項)の交付が必要となるのか。振替制度上の分割禁止等の仕組みがあれば、新規発行時の少人数私募と同様に告知書交付義務は免除して問題ないのではないか。	金商法施行令第 3 条の 3 において、少人数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘に、有価証券交付勧誘等を追加しておりますので、ご意見の短期外債について告知書の交付は不要となります。
▼臨時報告書[第 19 条]		
80	企業内容開示府令第 19 条第 2 項第 1 号に「売出し」とあるが、本号の趣旨は、「外国で株券等を発行する場合には、その株券等が本国の日本国内に還流する可能性があり、このような場合には国内の流通市場に与える影響も少なくないことから開示事項とされている。」ことにある。この点、	ご指摘等を踏まえ、規定を修正いたしました。

	<p>募集についても「50名未満の者を相手方として行うものを除く」との限定が付されているところである。以前は、均一の条件があるため、係る限定は売出しについては不要であったが、今般の改正で、募集とほぼ同じ枠組みとなったことから、同様の限定を「売出し」についても付すべきである。さらには、均一の要件がなくなったため、海外で臨時報告書の作成主体である発行体の知らない間に売出しに該当する行為が行われてしまう可能性が飛躍的に高まった(当該の海外での売出しに該当する行為は、多くの場合、日本の法令が適用されない場面と思われる)。そして、既開示証券について、売出しではあるが目論見書作成・交付義務を免除している場合(開示府令 11 条の 2 第 2 号)や日本の発行体が海外で発行した債券が継続して多数の者に外国業者により販売される場合等は、容易に短期間に50名以上の者への売付けが行なわれことも予想され、「50名未満の者を相手方として行なうものを除く」を追加するという手当てで十分か否か、もっと抜本的な変更が必要か否かが検討されなければならない。</p>	
	▼その他	
81	<p>発行者が関知しないところで行われる適格機関投資家私売出しについては発行者に代理人を定める義務は課せないと考えられるところ、適格機関投資家私募についてだけ代理人を定めることを求めてもあまり意味はないと考えられることから、企業内容等開示府令第2条の2(及び第2条の3)は削除してはどうか。</p>	<p>適格機関投資家私募により取得した有価証券を転売する場合には、その相手方に対して告知する義務が生ずるため、これを確実に行うことができるよう、居住者である代理人の設置を求めるものです。</p>
82	<p>適格機関投資家私募・私売出しされた有価証券について届出なしに発行者に対して勧誘できる有価証券が金商法施行令第1条の4の株券等に限定されているが、かかる限定は不要と考えられる。発行者に対する勧誘である以上、有価証券の種類を問わず、情報の非対称性の問題はあり得ないと考えられる。発行体に転売しようとする投資家は、まず、発行体に有価証券届出書の提出および目論見書の作成を依頼し、届出の効力が発生したら、発行体に作ってもらった目論見書を一旦受領し、再度、発行体に交付し、漸く売却できるとの制度は明らかにおかしいと考える。ま</p>	<p>ご指摘の点は今回の改正とは直接関係しません。なお、この特例制度は、株券については社債のような期限前償還がないということに着目して導入されたものですが、今回の改正により適格機関投資家私売出しが導入されますので、今後の適格機関投資家向け有価証券の取引実務の動向を注視する必要があると考えられます。</p>

	<p>た、実務的にも、社債の買入消却が難しくなるなどの弊害が生じている(なお、社債については、期限前償還をすればよいのではないかとの意見もあるようだが、社債要項に期限前償還条項を入れるのは、利率や発行価格に影響しますので、簡単ではないと考えられる。)。外国債開示府令及び特定有価証券開示府令についても検討してほしい。</p>	
83	<p>企業内容開示府令第2条の4について、金商法施行令第1条の7の3第10号の規定が新設されるため、本条は削除すべきではないか。</p>	<p>「有価証券の売出し」と「適格機関投資家取得有価証券一般勧誘」は別の概念であり、転売制限のない有価証券(募集若しくは売出し又は私募若しくは私売出しが行われていない有価証券)のその発行者に対する売買が「有価証券の売出し」に該当しないこととしても、適格機関投資家取得一般勧誘をその発行者に対して行う場合であっても、有価証券届出書の提出が必要であることに変わりはありません。したがって、企業内容開示府令第2条の4の削除はできません。</p>
84	<p>1億円以上の自己株式処分について届出義務が生じる場合、当該内容は有価証券届出書の「第一部 証券情報 第1 募集要項」に記載するものと考えられるが、様式では「新規発行株式」とされている。自己株式処分の場合の記載箇所及び記載方法について示していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2号様式その他の様式を修正いたしました。</p>
85	<p>「取得格付」の欄において記載する格付けは、金商法第66条の27の登録を受けている格付機関から取得した格付けに限って記載する旨を規定して頂きたい。</p>	<p>有価証券届出書における取得格付の記載の取扱いについては、現在のところ検討中です。</p>
86	<p>外国債等開示府令第1条第4号及び特定有価証券開示府令第1条第12号において、「(法第4条第2項各号に掲げる有価証券の売出しを除く。)」とありますが、法第4条第2項各号に掲げる場合は有価証券の売出しには該当しないので、この括弧書は削除すべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。</p>
87	<p>発行者が関知しないところで行われる適格機関投資家私売出しについては発行者に代理人を定める義務は課せないと考えられるところ、適格機関投資家私募についてだけ代理人を定めることを求めてもあまり意味はないと考えられることから、外国債等開示府令第1条の3・第1条の4及び特定有価証券開示府令第3条は削除しては</p>	<p>適格機関投資家私募による取得した有価証券を転売する場合には、その相手方に対して告知する義務が生ずるため、これを確実に行うことができるよう、居住者である代理人の設置を求めるものであると考えます。</p>

	どうか。	
●特定証券情報等府令・証券情報等府令		
▼外国証券情報の内容[第12条]		
88	金商法施行令第2条の12の3各号に規定する「内閣府令で定める情報」とは、特定証券情報等府令案第12条第1項の別表に規定されている「外国証券情報」のことを指すとの理解でよいか。	ご指摘の発行者に関する情報については、その有価証券が上場されている指定外国金融商品取引所の規則又はその有価証券が流通している国の法令に基づく発行者に関する情報(経理に関する情報等)で発行者により公表されたものとする事とし、内閣府令では定めないこととしました。
89	特定証券情報等府令案第12条第1項の別表に規定されている外国証券情報には、金商法第2章「企業内容等の開示」において提供すべき、又は公表すべき情報とは考えにくい情報(例えば、「外国為替の推移及び最近日の為替相場」「リスク」「課税上の取扱い」など)が含まれているので削除してほしい。特定証券情報等府令案第12条第1項別表に規定されている外国証券情報の内容から、現行の日本証券業協会規則に基づく外国証券情報内容説明書に求められている記載事項以上の情報を削除してほしい。そうでなければ、今回の金融商品取引法の改正でその取扱いが認められた「外国証券売出し」を行うことができる外国証券は、ごく限られたものになってしまうと思われる。	ご意見を踏まえ、外国証券情報に必要な要件を整理いたしました。
90	金商法27条の32の2第2項は、「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合」には「外国証券情報を提供し、又は公表しなければならない」と規定している。特定情報等府令案第12条第1項では、金商法27条の32の2第1項により提供・公表すべき外国証券情報と同条2項により提供・公表すべき外国証券情報とを書き分けていないが、「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合」には、臨時報告書と同様に、当該「重要な影響を及ぼす事実」の内容を開示することが適当ではないか(現在の案文では、例えば、発行者について破産手続が開始した場合(特定情報等府令案15条2号)であっても、当該破産手続開始の事実が提供・公表されるわけではない。)。したがって、特定情報等府令案12条1項において、金商法27	ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。

	<p>条の32の2第1項により提供・公表すべき外国証券情報と同条2項により提供・公表すべき外国証券情報とを書き分けるべきではないか。またその場合には、同令15条各号ごとに記載すべき内容を特定すべきである(かかる特定・限定がないと、実質的に売出し時に提供した外国証券情報を倒産、合併等の重要事実発生時点の内容に更新する必要があるように思われる。)</p>	
91	<p>特定証券情報等府令第12条第2項において、外国証券情報に関し、「当該情報が2以上ある場合には、最も遅い日現在におけるものでなければならない」と規定されているが、同条第1項の別表に規定されている外国証券情報の内容には、その内容が変動する度合いの高いものが多く規定されているため、常に最新の情報にすることは不可能と考える。条文の変更がされない場合、今回の金商法の改正でその取扱いが認められた「外国証券売出し」を行うことができなくなるのではと危惧する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。</p>
92	<p>特定証券情報等府令第12条第2項において、「外国証券情報は、外国証券売出しにより有価証券を売りつける日の1年前の日から当該売りつける日の前日までのいずれかの日現在におけるものでなければならない。」とされているが、このときの1年の起算日は情報内容の発生日をさすのか、当該情報の公表日を指すのか、あるいは情報の入手日と考えてもよいか。たとえば12月末(①)決算会社が、4月末(②)に決算発表を行い、6月末(③)に当該情報を証券会社が入手したような場合に起算日は①②③のいずれとなるか。</p>	<p>外国証券情報の内容については、提供・公表しようとする金融商品取引業者等がその時点で提供・公表することができる直近の事業年度に係る情報とすることとし、規定を修正しました。これにより、情報は事業年度ごとに更新すればよいこととなります。</p>
93	<p>特定証券情報等府令第12条第2項において、売りつける日の前日に海外でアニュアルレポートが公表された場合に、その内容を反映した外国証券情報を提供・公表するのは極めて困難と考えられる。有価証券報告書等の提出期限が決算期末等から数か月後とされているのと同様に、一定の準備期間を認めるなどといった対応が必要ではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、外国証券情報の内容は、外国証券情報を提供・公表しなければならない時点において提供・公表することができる直近の事業年度に係る情報とするよう規定を修正いたしました。</p>
94	<p>特定証券情報等府令第12条第2項において、「有価証券を売りつける日の1年前の日から</p>	<p>外国証券情報は、基本的に事業年度ごとに更新すればよいとため、記載内容に変更が生じない</p>

	当該売り付ける日の前日までのいずれかの日現在におけるもの」とあるが、これは目論見書における「有効期間」と同様に解してよいか。つまり、当該要件を満たす「外国証券情報」を1度提供すれば、記載内容に変更が生じない場合は、再度「外国証券情報」を提供することなく複数回にわたって同一顧客に同一銘柄の「外国証券売出し」を行ってよいか。	場合は、再度「外国証券情報」を提供することなく複数回にわたって同一顧客に同一銘柄の「外国証券売出し」を行うことは可能であると考えられます。
95	ホームページアドレスは、どこまで特定する必要があるか。例えば、米国で開示を行っている会社の場合、SEC のウェブサイトのトップページのアドレスで足りるのか。それとも、エンドユーザーシステムのトップページのアドレスが必要か。あるいは、当該発行者の提出書類のリストのページが必要か。さらには、各開示書類そのもののアドレスまで必要か。	多くの場合、情報提供者のトップページで足りると思いますが、トップページから必要情報にアクセスする方法が困難な場合は容易に取得できるとはいえない可能性があります。
96	外国証券情報は、特定証券情報等府令第12条第3項4号の「公表情報」と同様に、日本語又は英語での提供又は公表が可能であるとの理解でよいか。	外国証券情報は日本語で記載される必要があります。 ただし、外国証券情報の全部又は一部として参照する「公表情報」については、日本語又は英語で公表されていれば良いことになります。
97	当該有価証券が当該発行者の所属国で無い場合、当該有価証券が発行された国は、発行国、所属国どちらでも構わない旨、認めていただきたい。	ご意見を踏まえ、外国証券情報として参照することができる情報は、「当該有価証券の発行に係る外国の法令」に基づいて公表されたものにするものとしました。
98	「当該公表情報が日本語又は英語で公表されている」とは、その訳文が日本語又は英語で公表されている場合も含むと理解してよいか。	翻訳を含みますが、翻訳の信頼性が問題となります。発行者又はこれに準ずる者（例えば弁護士）の作成した翻訳に限ります。
99	特定証券情報等府令第12条第3項の「発行者からその公表について委託を受けた者」について、ガイドライン等で例示すべきである。	ガイドラインで明示することはありませんが、発行者又は発行者から委託を受けた者が該当するものと考えられます。
100	特定証券情報等府令第12条第3項は、発行者又は発行者からその公表について委託を受けた者の公表を前提としているが、典型的には、発行者のホームページを想定しているとの理解で良いか。	取引所又は官庁のホームページのほか、発行者のホームページを想定しています。
101	特定証券情報等府令第12条第3項各号に掲げるすべての要件が前提となっているが、事実上、発行者のホームページでは要件を満たさないのではないか。例えば、本邦上場会社においても金商法に従った有価証券報告書をホーム	ご意見の趣旨が明確に理解できませんが、証券情報等府令第12条第3項第1号において「法令」を追加しましたので、金商法に従って有価証券報告書を届け出ているときは、同号の要件を満たします。

	<p>ページ上で開示しているところは多々あるが、これは特定証券情報等府令第 12 条第3項第1号の要件を満たすものではない。EDGAR を想定している外国親会社等の親会社等状況報告書で定めた企業内容開示府令第 19 条の5第1項の場合と具体的な違いは何か。仮に、同項の範囲でしか認めないというのでは、外国証券売出しの利用が著しく限定されてしまうため、発行者のホームページの利用が可能とされるようにしてほしい。</p>	<p>企業内容開示府令第 19 条の5第1項との主な相違ですが、同項では「外国金融商品取引所」ですが、証券情報等府令においては「指定外国金融商品取引所」です。</p> <p>また、公表情報の内容は、日本若しくは外国の法令又は金融商品取引所若しくは指定外国金融商品取引所の規則に基づいている必要がありますが、発行者又は発行者が委託した者が公表していることで足りる。発行者のホームページで公表されていれば参照できる公表情報に該当することがあります。</p>
102	<p>外国証券情報は、特定証券情報等府令第 12 条第3項3号の「公表情報」と同様に、日本語又は英語での提供又は公表が可能であるとの理解でよいか。</p>	<p>外国証券情報としては、日本語で記載される必要があります。</p> <p>ただし、外国証券情報の全部又は一部として参照する「公表情報」については、日本語又は英語で公表されていれば良いこととなります。</p>
103	<p>金商法第 27 条の 34 の2第3項において虚偽の特定情報に係る賠償責任が規定されているが、特定証券情報等府令第 12 条第3項の公表情報に虚偽があった場合でも、当該情報を外国証券情報として提供した金融商品取引業者は責任を負うものではないとの理解でよいか。外国の法令又は当該有価証券が上場されている指定外国金融商品取引所の規則に基づいて公表されており、その内容の正確性を金融商品取引業者が確認することは不可能である。</p>	<p>通常の場合、発行者が公表している情報は信頼性が高く、依拠できると考えられますが、明らかに誤りを含んでいる場合、明らかに相当古い情報である場合など、発行者の公表情報に依拠できない場合があります。これらも、「相当な注意を用いた」かにおいて判断されるものと考えられます。</p>
104	<p>公表情報が英語である場合は、正しく理解するために一般的な英語の知識に加えて、証券情報で用いられる厳密に定義された単語・用法の知識が必要である。投資家の多くは、英語での公表情報を理解することが困難であり、結果として外国証券情報を提供されない状況で売買を行うことになる。公表情報の言語は日本語に限定すべきであり、英語を削除いただきたい。</p>	<p>外国証券情報は公表情報が日本語又は英語の場合は参照することができます。開示責任としてはこれで足りませんが、投資者に実際に売付ける場合は金融商品取引業者等の説明義務がありますので、投資者によっては日本語による説明が必要となる場合も考えられます。</p>
<p>▼外国証券情報の提供又は公表を要しない場合[第 13 条]</p>		
105	<p>当該有価証券の発行者が当該発行者の他の有価証券について有価証券報告書を提出している場合、特定証券情報等府令第 12 条第1項別表に規定されている発行者情報の内容については問わないが、証券情報については別表に規定されている内容のものでなければ提供し、又は公</p>	<p>ご理解のとおりであると考えられます。</p>

	表することを要しない場合に該当しないとの理解でよいか。	
106	当該有価証券の発行者が既に当該有価証券に係る特定証券情報又は発行者情報を公表していても、その内容は特定商圏情報等府令第12条第1項の別表に規定されている発行者情報及び証券情報の内容のすべてが含まれていなければ提供し、又は公表をすることを要しない場合に該当しないとの理解でよいか。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。
107	特定証券情報等府令第13条第1号及び第2号では、「第27条の32の2第1項の規定により当該有価証券に関する証券情報が提供され、又は公表される場合」とあるが、金融商品取引業者ではなく当該有価証券の発行者に提供・公表する義務があることを明確にすべきではないか。	外国証券売出しは、金融商品取引業者等に情報の提供又は公表を規定する制度です。発行者に義務付けることはありません。
108	発行者情報と証券情報は必ずセットでの提供が必要なのか。例えば、独立した発行者情報が存在する場合には、発行者情報についてはそちらを参照してもらうようにし、証券情報のみ提供するような方法も可能か。	外国証券情報の内容の全部又は一部が発行者その他これに準ずる者による「公表情報」に含まれている場合には、「公表情報」を参照することができることとしています。これにより、ご質問のとおり、発行者情報としては「公表情報」を参照する旨等を記載し、証券情報のみを記載することも可能です。
109	金融商品取引業者等が外国証券情報の提供又は公表を要しない場合として、外国証券の種類を問わず、取引の相手方が適格機関投資家である場合を追加頂きたい。 仮に、外国証券情報の提供が必要とされる場合であっても、目論見書と同様、請求があった場合に交付すればよいこととしていただきたい。 また、上記について特定投資家まで範囲を広げた場合はどのように考えるか。	ご意見を踏まえ規定を見直し、一定の場合、適格機関投資家に外国証券情報の提供又は公表が免除されることといたしました。ただし、「提供又は公表」の免除であり、作成は免除されませんので、請求があれば直ちに提供又は公表の手続を行う必要があります。 なお、特定投資家は、一般に一定の情報分析能力を有し、自己の責任において有価証券取引を行うことができると考えられますが、特定投資家が自ら十分な情報収集を行うことができない者も含まれるものと考えられることから、適格機関投資家と同様に取扱うことはできません。
110	特定証券情報等府令第13条第3号において、外国国債と外国地方債(以下「外国国債等」という。)を「外国証券売出し」により勧誘する際に「外国証券情報」の提供を不要とする条件が定められていると解されるが、第3号イにおいて第12条第3項各号の要件を満たすことが必要とされていることから、外国証券情報の提供又は公	ご意見を踏まえ、証券情報等府令第13条第3号イを削除いたしました。

	<p>表を要しない外国国債等についても、別表(第12条関係)に列挙されている情報が公表されていることが必要になる。しかしながら、そもそも広く情報が取得できる外国国債等であれば、必ずしも別表に列挙されている情報のすべてが公開されている必要はないものと考えるので、外国証券情報の提供又は公表を要しない外国国債等については、別途、必要な情報に関する要件を設けてほしい。</p>	
111	<p>特定証券情報等府令第13条第3号において、「外国証券情報」の提供を不要とする条件が定められていると解されるが、その対象として「金商法施行令第2条の12の3第1号又は第2号に掲げる有価証券」とあり、外国特殊法人債は対象外とされている。「第3号に掲げる有価証券」を追加してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、外国の政府又は外国の地方公共団体の保証がある場合を含めました。</p>
112	<p>特定証券情報等府令第13条第3号において「当該有価証券の売買に係る業務が独立した2以上の金融商品取引業者等により継続して行われており…」とされているが、そのような状況であることをどのように確認すればよいか。また、同一銘柄の債券で回号が違う場合であっても「当該有価証券」に該当するとの理解でよいか。</p>	<p>ご指摘いただいたところを検討し、規定を見直し、認可金融所品取引業協会に各社が通知し、同協会において各社が確認することとしました。また、同一の発行者が発行する同一種類の有価証券について取引がされているのかを確認すればよく、同一銘柄の債券で回号が異なっても確認の対象となります。</p>
113	<p>特定証券情報等府令第13条第3号において、外国国債及び外国地方債について外国証券情報の提供が不要となる条件が規定されているが、同号口に規定されている、独立した2以上の業者により売買が行われるという条件は、各業者にとって確認することが現実的に困難である。</p> <p>また、確認できる体制が仮に構築された場合であっても、銘柄によっては売買業務を行っている業者が実際に2社のみという状況も想定されるが、そのうちの一方が業務を止めた場合に、提供義務が自動的に他方の業者に発生することとなる。しかしながら、業者が売買業務を行うことと、投資家が情報を入手することには直接の関連が無く、従って前者の喪失が自動的に後者の義務を惹起することに論理的妥当性は見出し難いと考えます。また、そもそも、自社における法令遵守の対応を他業者に依存するという法令の構成</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を見直し、外国国債、外国地方政府債券等について外国証券売出しを行った金融商品取引業者等は、情報認可金融所品取引業協会に通知し、同協会において当該有価証券の売買の状況を金融商品取引業者等が確認することができるようになります。</p> <p>国内において流通市場が十分にある有価証券の取引は実質的にセカンダリー取引といえ、開示の必要性が低いと考えます。複数の金融商品取引業者等が継続的に売買を行っていることを要件とすることには合理性があると考えます。</p>

	<p>自体が他に類を見ないと思われる。従って、口は削除してほしい。</p>	
114	<p>「当該有価証券の売買に係る業務が独立した2以上の金融商品取引業者等により継続して行われており又は行なわれる予定であること」とあるが、「独立した」とはどういう場合か。同一グループ内であっても「独立した」に含まれると考えてよいか。また「予定」については、どの程度の事情があれば「予定」といえるのか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「独立した」という要件を削除しました。販売の予定は、販売されることが取引通念上判断できる程度で足りると考えられます。</p>
<p>▼有価証券の保管を委託している者に準ずる者[第 14 条]</p>		
115	<p>社債等振替法の対象となる有価証券は国内で発行された有価証券であると理解している。なお、証券保管振替機構で外国株券等の保管振替が行われているが、同法9条1項の兼業として行われているものにすぎず、同法が直接適用されるものではないと理解している。かかる理解が正しいならば、特定証券情報等府令第 14 条第 1号と第3号は、ほとんど適用される機会がないと考えられる。</p>	<p>社債等振替法が直接適用されない場合であっても、保管振替が行われる可能性があると考えられるため規定する必要があると考えられます。</p>
116	<p>特定証券情報等府令第 14 条が、無券面化された有価証券を意識して置かれた規定なのであれば、外国で無券面化されているものなどについての規定も必要ではないか。</p>	<p>外国で無券面化されている有価証券については、今後、実務の動向を踏まえたいと考えております。</p>
117	<p>特定証券情報等府令第 14 条第1号では社債等振替法に基づき振替が行われる場合しか規定していないが、外国証券売出しに係る有価証券は Euroclear 等で保管・振替がなされるものもあると考えられるところ、かかる有価証券に係る投資家についても同項に列挙する必要はないか。</p>	<p>証券情報等府令第 14 条第1号は、金融商品取引業者等が外国証券売出しにより取得した有価証券の保有者が確実に把握できる場合を列挙したものです。</p> <p>ご指摘の外国証券売出しに係る有価証券については、今後、実務の動向を踏まえたいと考えております。</p>
<p>▼投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合[第 15 条]</p>		
118	<p>特定証券情報等府令第 15 条各号に規定する、事実の発生時点において公表される発行者情報は未監査の情報が多いのではないかと。翻って監査済みの情報のみだとすれば、それはこれらの事実の発生を反映しないものになると思われ、有益な情報となりえないのではないかと。むしろこれらの事実を伝えることが重要であって、別表に掲げる事項「全て」を対象者に伝えることは意味がないのではないかと。(変更があった部分の事実のみで十分ではないかと思われる。)</p>	<p>投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合には、原則、別表に掲げる事項のすべての情報を提供・公表することになりますが、そのような事実が発生したという情報を提供・公表することが重要であると判断した場合には、別表に掲げる事項に代えて、そのような事実が発生した旨、その内容等を記載することができるよう規定を整備いたしました。</p>

119	<p>特定証券情報等府令案第 15 条各号において、外国証券情報の提供が必要となるケースが規定されているが、各号の語尾が「重要な変更があった場合」、「重要な進展があった場合」とされている。金融商品取引業者としては重要な事項について総てを把握することは極めて困難であるので、「重要な変更があったことを知った場合」、「重要な進展があったことを知った場合」としてほしい。</p> <p>また、情報提供が必要な範囲は保管機関やカस्टディアンが通知してくれるコーポレート・アクションの範囲内に収めるようにしてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、同令第 15 条に該当する事由を限定する方向で修正いたしました。</p> <p>金商法第 27 条の 32 の 2 第 2 項は「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合として内閣府令で定める場合」とあり、内閣府令に委任されているのは「事実」であって、「事実を知ったこと」ではありません。</p> <p>コーポレート・アクションも重要な情報ですが、投資判断に影響を及ぼす事実として最重要である発行者又は保証者の合併又は倒産に関する事実を除外する方針は採用できないと考えられます。</p>
120	<p>金商法第 27 条の 32 の 2 第 2 項において「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合として内閣府令で定める場合には、外国証券情報を提供し、または公表しなければならない」とされているが、この場合の情報提供の相手方は「当該外国証券売出しにより有価証券を取得し、かつ、当該金融商品取引業者等に当該有価証券の保管を委託している者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者」との理解でよいか。</p>	<p>外国証券情報の提供・公表を「提供」の方法によっている場合、「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合」における外国証券情報は、基本的には、「当該外国証券売出しにより有価証券を取得し、かつ、当該金融商品取引業者等に当該有価証券の保管を委託している者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者」に提供するものと考えられます。</p> <p>一方、「公表」の方法によっている場合は、ホームページへの掲載等を行い、公表しなければなりません。なお、いずれの場合であっても、金融商品取引業者等は、遅滞なく、外国証券情報を提供・公表する必要があります。</p>
121	<p>特定証券情報等府令案第 15 条はすべて削除してほしい。</p> <p><理由></p> <p>① 事後の情報提供については、顧客から請求があった場合のみとしてほしい。</p> <p>② 法第 27 条の 32 の 2 第 2 項の「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実」というのは客観性に欠けており、本条の違反に対して損害賠償責任を負う金融商品取引業者にあまりにも過酷な要求であり、公正さを欠く。</p> <p>③ 仮に本条が削除されないのなら、より事象を具体化すべきであり、以下の修正をお願いしたい。</p> <p>・ すべての号の事象について、金融商品取引業者が当該事象を知った場合としてほしい。また、各号に「重要な」とあるが、そもそも法第 27 条の</p>	<p>金商法第 27 条の 32 の 2 第 2 項では、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合には、外国証券情報を提供し、又は公表することが義務付けられており、顧客から請求があった場合に限ることは、投資者保護の観点からできません。</p> <p>「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合」について内閣府令で具体的に定めており、「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実」が客観性に欠けているのご指摘は当たらないものと考えられます。</p> <p>ご意見を踏まえ、第 3 号及び第 4 号は削除しました。金商法第 27 条の 32 の 2 第 2 項から内閣府令に委任されているのは「事実」であって、「事実を知ったこと」ではありません。</p>

	<p>32 の2第2項の「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合として内閣府令で定める場合」と内閣府令にその明確化を託しているにもかかわらず、結局、府令を見ても、再度「重要な」という主観的表現の規定があるだけであり、何を提供する必要があるのか不明確なままである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3号は削除してほしい。業者がすべての国の法令または指定外国金融商品取引所の規則の変更について、常に精通していることなど不可能である。 ・第4号は削除してほしい。外国証券情報で当初提供が求められている情報(別表)は多岐に渡っており、すべての事象を業者がモニターすることは不可能である。 	
122	<p>特定証券情報等府令案第 15 条第4号は文言が包括的すぎるのではないか。現在の文言はきわめて広く解される可能性があり、とくに臨時報告書の提出事由(企業内容等開示府令 19 条2項各号)より広く解されるおそれがある。制度のバランスからすれば臨時報告書の提出事由のほうが広くあるべきであり、特定証券情報等府令案第 15 条第4号についてもかかる趣旨に沿うよう修正すべきではないか。また、臨時報告書と同様、対象となる重要な事実はできる限り限定列挙すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、証券情報等府令第 15 条を修正いたしました。</p>
123	<p>特定証券情報等府令案第 15 条は実務的対応の困難性から削除されるべきである。仮に、不可能である場合には、12 条と同様に、セカンダリーの実務に鑑みて見直しをされるべきである。基本的な方向性は(1)事後の情報提供は顧客の請求があった場合のみとし、かつ、(2)すべての号の事象について、金融商品取引業者が(何ら調査する義務を負わず)当該事象を現実知っている場合とすべきである。</p> <p>(理由等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国証券情報で当初提供が求められている情報(別表)は多岐に渡っており、すべての事象を業者がモニターすることは不可能である。 ・2号について、倒産にかかる重要な進展情報の提供は、極めてコンフィデンシャルなものである 	<p>金商法で制定されているとおり、請求があった場合のほか、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合を定める必要があります。</p> <p>金商法第 27 条の 32 の2第2項は「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合として内閣府令で定める場合」とあり、内閣府令に委任されているのは「事実」であって、「事実を知ったこと」ではありません。</p> <p>証券情報等府令第 14 条において、保有者を把握している場合に限っていますので、保有者が不明な場合は義務を負わないものと考えられます。</p>

	<p>ため、実際には取得すらできない場合がほとんどといっても過言ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さらに、「内閣府令で定める場合」に該当した場合、金商法第 27 条の 32 の 2 第 2 項ただし書で除外されない限りは、提供又は公表義務を負うことになるが、提供先たる保有者が不明の場合には、提供・公表義務を負わないという理解でよいか。そうしないと結果的に公表義務を負うことになって、過度の負担を強いられてしまう。 ・ 具体的には、各号において外国証券情報の提供が必要となるケースが規定されているが、各号の語尾が「重要な変更があった場合」、「重要な進展があった場合」とされている。金融商品取引業者としては重要な事項について総てを把握することは極めて困難であるので、各号について業者の認識を前提とする、つまり、「重要な変更があったことを知った場合」、「重要な進展があったことを知った場合」としてほしい。 ・ また、情報提供が必要な範囲は保管機関やカストディアンが通知してくれるコーポレート・アクションの範囲内に収めるようにしてほしい。 ・ なお、第3号は削除してほしい。業者がすべての国の法令または指定外国金融商品取引所の規則の変更について、常に精通していることなど不可能である。 ・ 第4号は削除してほしい。 	
124	<p>特定証券情報等府令第 15 条第3号は、外国の法令・外国金融商品取引所規則により発行者が情報開示を義務付けられている場合に、当該法令・規則の変更に限って適用されると理解していいか。</p> <p>また、その発行者が法令・規則の変更を公表している場合にのみ、金融商品取引業者の提供・公表義務が生じるとの理解でいいか。</p> <p>さらに、「外国の法令」とは、金融商品取引に関する法令に限られる(各国の会社法等は含まない。)と理解していいか。</p>	<p>特定証券情報等府令第 15 条第3号は削除いたしました。</p>
125	<p>特定証券情報等府令第 15 条第4号の「重要な変更」とは、例えば格付けの変更も含まれるのか。</p>	<p>特定証券情報等府令第 15 条第4号は削除いたしました。</p>
<p>▼外国証券情報の提供又は公表[第 17 条]</p>		

126	<p>特定証券情報等府令第 17 条第1号について、「書面の交付」という相対を前提とした方法と「公表」はなじまない。「又は公表」というのは削除されるべきではないか。</p>	<p>証券情報等府令第 17 条第1号の「提供又は公表」の対象は「相手方の者」であり、「書面の交付」を前提とした方法を規定しているものではありません。</p>
127	<p>ファクシミリ装置を用いた送信について、「当該外国証券情報受領者において文書として受信できる場合」とあるが、金融商品取引業者において、顧客が「受信できる場合」に該当することを確認する義務はないと考えてよいか。</p>	<p>外国証券情報の提供・公表の相手方である投資者がファクシミリによる外国証券情報の受領ができなければ、当該投資者が同意しても、ファクシミリによる外国証券情報の提供・公表はできないものと考えられます。</p>
128	<p>特定証券情報等府令第 17 条第4号は、ウェブサイトにおいて外国証券情報が公表されているが、当該ウェブサイトにパスワードがかかっている場合を想定したものか。第4号の括弧書きの直前の「提供」の方法には制限はないとの理解でよいか。また、「提供」ではなく「公表」では不可なのか(例えば、外国証券情報が公表されているホームページにアクセスする方法をウェブサイトに記載する方法も認められてよいのではないか。)</p>	<p>証券情報等府令第 17 条第4号は当該ウェブサイトパスワードがかかっている場合その他情報の取得が容易でない場合のアクセス方法に関するものです。同条第4号の括弧書きの直前の「提供」の方法には制限はありません。「提供」だけではなく「公表」も認められるよう規定を修正いたしました。</p>
129	<p>パスワードが付されていないウェブサイト(「閲覧する方法に関する情報」の提供がそもそも不要なウェブサイト)において外国証券情報を公表する方法を認めても問題はないと思われるが、特定証券情報等府令第 17 条第1号から第4号のいずれかに含まれるか。</p>	<p>証券情報等府令第 17 条第4号に含まれます。外国証券情報をホームページに公表していても、外国証券売出しのときにホームページに関する情報を提供する必要があると考えます。</p>
130	<p>特定証券情報等府令第4号において、外国証券情報の提供のうちホームページ等での公表により提供とする場合は、当該方法を用いることに対する顧客の同意が必要とされているが、これは勧誘の都度確認しなければならないのではなく、包括的に得てよいこととしてほしい。インターネット環境を利用できる者が同意を行うと考えられ、当該投資者にとっても毎回同じ説明をされることは期待していないと考えられるため。また、同意の方法は書面等に限らず口頭によるものも認めてほしい。</p>	<p>外国証券情報をホームページに掲載すること等により公表する場合における投資者の同意については、公表の都度、同意を得る必要はなく、あらかじめ、投資者に公表の方法について説明した上で同意を得ておくことが考えられます。また、同意の方法については、書面によるほか、電話、口頭により同意を得ることが考えられるが、いずれの方法による場合であっても、投資者が納得した上での同意である必要があります。</p>
131	<p>特定証券情報等府令第 17 条第2号ないし第4号に「同意した場合に限る」とあるが、同意取得の方法は問わないとの理解で問題ないか。例えば口頭による同意であってもその記録が残っていれば差し支えないと理解していいか。</p>	<p>同意については特段制限を設けておりませんので、任意の方法で同意を取っていただいても構いません。記録及び証拠の保存は各自でご対応いただくことになると考えます。</p>

132	<p>特定証券情報等府令案第 17 条第4号について、ホームページで公表するために、さらに事前の同意が必要となるのは煩瑣に過ぎる。同意しない者に対して相対での交付も必要となることから、実務上の負担が大きいため、()の要件は削除してほしい。</p>	<p>当該規定については、確実に投資家に外国証券情報が提供されるためには、受領者の同意が必要であると考えられることから規定したものです。</p> <p>なお、外国証券売出しの相手方が適格機関投資家であって、一定の要件を満たす場合には、外国証券情報の提供又は公表は不要ですが(証券情報等府令第13条第4号)、これに該当せず、外国証券情報を提供又は公表する場合であっても、あらかじめ包括的に告知内容を記載した書面の交付(一定の要件を満たす場合は電子交付も可能)を行った上で、当該適格機関投資家の同意があれば、個別取引ごとの同意は不要であると考えられます。</p>
133	<p>特定証券情報等府令案 17 条に記載されるいずれかの方法により外国証券情報の提供又は公表をするものとされており、その一つに、「外国証券情報が公表されているホームページアドレスに関する情報その他外国証券情報を閲覧する方法に関する情報の提供」とあるが、その場合、各証券についての外国証券情報のリンク先を一つのウェブサイトページにまとめて、このウェブサイトページのリンクを勧誘時に提供することで足りるか。</p> <p>また、ウェブサイトのリンクは勧誘時に毎回提供するのではなく、例えば、半年等の頻度で一斉に送付することで足りるか。</p>	<p>投資者の同意があれば可能であると考えられます。</p>
134	<p>外国証券情報の提供、公表について、顧客に書面を提供することにより、「当該情報のホームページ上の提供、公表方法に異議があったら書面提供の要請を窓口に対して行ってください」という旨を顧客に周知すれば、府令の「同意」にそぐわないことはないか。</p> <p>また、非対面チャネルの顧客については、ホームページ上に同様の内容を記載し、周知すれば、府令の「同意」にそぐわないことはないか。</p>	<p>「同意」は「異議のない場合」とは異なります。投資者が明確な回答をしないときは「同意」はありません。ご意見の方法の場合、投資者が明確な回答をしないときに「同意」を擬制するものです。同意を取得する方式を超えていると考えられます。</p>
135	<p>金商法 27 条の 32 の 2 第 2 項による提供・公表の期限(請求を受けてから又は特定証券情報等府令第 15 条の事実の発生が本国で開示されてから提供・公表するまでの準備期間)を明示すべきではないか。不提供・不公表が罰則の対象とな</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。</p>

	っているため、構成要件を明確にする必要がある。	
	▼別表(第12条関係)	
136	<p>発行者情報の記載項目として、「外国為替の推移及び最近日の為替相場」とあるが、この項目は削除してほしい。外国為替は日々刻々変化するものであり、また証券会社によっても取引金額の大小によっても適用レートは異なっている。</p> <p>また、通常売却レート・買付レート・仲値もそれぞれ異なる。ある時点の一定の条件下のレートを記載することはかえって投資者に誤解を与えることにもなりかねないと思料する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、外国為替の推移及び最近日の為替相場は削除しました。なお、外国通貨に関する情報を投資者が容易に取得できない場合には、金融商品取引業者等は外国証券情報とは別に投資者に説明する必要があると考えられます。</p>
137	<p>発行者の概要は、現行の日本証券業協会が定める外国証券の取引に関する規則の別表第九に記載されている注記に沿った内容にしてほしい。</p>	<p>格付機関の作成した情報を参考にする場合には、格付機関は発行者又はこれに準ずる者とは考えられませんので、作成者の責任で参考にしてください。</p>
138	<p>「発行者設立の準拠法、法的地位及び設立日」の「発行者設立の準拠法、法的地位」とは何を記載すればいいのか。また、「経理の概要」には、何を記載すればいいのか。(B/SやP/Lを記載する必要があるのか。)</p>	<p>例えば、準拠法については「〇〇国の××法」、また、法的地位については「有限責任会社」、「リミテッド・カンパニー」、「リミテッド・パートナーシップ」等の組織形態のほか、登録、認可又は届出の有無など、投資者に重要な情報に応じて記載してください。</p> <p>経理の状況については、外国証券私売出しを行うため要件の一つとして、上場されている指定外国金融商品取引所の規則又はその有価証券の流通国の法令等(国際会計基準、日本基準、米国基準)により作成された財務諸表が発行者により公表されていることから、この財務諸表を記載することが考えられます。</p>
139	<p>発行者情報の発行者設立の準拠法であるが、「[un]limited company incorporated under the laws of 国名」といった記載の他「[un]limited company incorporated in 国名」といった記載方法もあるので、準拠法に加えて「設立の準拠法又は設立地」のように設立地も追加してほしい。</p> <p>また、European Investment Bankのように、国際条約により設立された発行体については、準拠法はかかる条約名を記載すればよいという理解で正しいか。</p>	<p>発行者が法人である以上、設立の準拠法は存在すると考えられるため、設立準拠法を記載してください。設立地と設立準拠法の適用地域は異なることがありますので、設立地で代えることはできません。国際条約が準拠法である場合は、国際条約を記載してください。</p>
140	<p>発行者情報の発行者の本店所在地であるが、本店は発行体の登録住所を記載すればよいか。</p>	<p>一般的に発行体の登録住所を記載することになります。国により法制度は異なるものと考えら</p>

		れますが、本店所在地に相当するものを記載してください。
141	証券情報の(1)「社債の種類」とは何を指すのか。	「社債の種類」は、普通・優先・劣後の別などを該当する場合に記載してください。銘柄名に付されている場合で説明が不要な場合は社債の種類について特段の記載は結構です。
142	発行地および上場・非上場の区分については、企業内容開示府令の第7号様式や外国債等開示府令の第2号様式および第9号様式においても必要記載項目とされていないため、外国証券情報の必要記載項目から削除していただきたい。 もしくは、現行の外国証券内容説明書においては、ユーロ債の「発行地」は「ユーロ市場」と見做して記載している。「発行地」の項目が削除されないのであれば、「ユーロ」の記載で要件を満たすことを確認したい。	「発行地」とは発行国を記載することで多くの場合足りることと思いますが、国ではなく地域名を記載することが適切である場合は認められます。 また、上場・非上場の区分については、その発行者に関する情報がどの規則により公表されたものかを把握する上でも、重要な情報であると考えられます。
143	証券情報の記載項目として、「株価の推移」とあるが、事業年度内の最高値と最安値のみを記載することでよい。	株価が安定している場合は簡単な情報で足りることと思いますが、最高値及び最安値だけでは通常の相場又は株価の変動性について情報が不足することが通常と思われます。特に、株券の流通性が高いなど株価の変動が大きい場合、投資者はそれ以上の情報を必要とすると思われますので、株価の推移をグラフ等で示すこと等が必要であると考えます。
144	証券情報の記載項目として、「課税上の取扱い」とあるが、この項目は発行者自身による開示には含まれていない可能性が高い。また現地での課税(印紙税やSEC手数料など)の税率もしばしば変更されるため、変更時に「外国証券情報」の再交付を求められるとすると、業者負担はかなり重くなる可能性がある。この項目を削除してほしい。	「課税上の取扱い」は削除いたしました。
145	各有価証券の記載必要事項として、「取得格付及び格付け機関」との定めがあるが、以下の点について明らかにしてほしい。 ①取得格付がない場合は、何も記載しなくてよい。あるいは取得格付がない旨を記載しなければならないのか。 ②当該有価証券の取得格付がない場合、プログラム格付又は発行体格付を記載すべきか。ある	① 格付を取得していない場合はその旨を記載してください。 ② プログラム格付又は発行者格付の記載は投資者に有益な情報とされますので、プログラム格付又は発行者格付である旨をご説明いただいで記載してください。 ③ 取得格付の変更は第 15 条に該当しません。

	<p>いは記載してはならないか。</p> <p>③取得格付に変更があった場合は、特定証券情報等府令第15条第4号に規定する「重要な変更」には当たらず、外国証券情報の新たな提供は必要ないと考えて良いか。反対に「重要な変更」として取り扱わなければならない場合があるとすれば、どのようなケースか。</p> <p>④複数の格付が付与されている場合、全ての格付を記載しなくてもよいか。</p>	<p>④ 複数の格付を取得している場合は、すべて記載してください。任意に選択して記載することは投資者に誤解を生じさせる可能性があると考えられます。</p>
146	<p>「新株予約権の行使請求期間その他条件」のその他条件とは、具体的には何を想定しているのか明確にしてほしい。</p>	<p>「その他条件」は「行使条件」と修正しました。</p>
147	<p>企業内容等開示府令第7号様式や外国債等開示府令第2号様式および第9号様式において、外国債等の売出しにおける必要記載項目として「発行日」は求められていないため、外国証券情報の必要記載項目から削除してほしい。</p>	<p>削除いたしません。外国証券内容説明書においては記載が求められています。</p>
148	<p>証券情報の(1)「証券の名称」もしくは「社債の名称」とは具体的には何を指すのか明確にして頂きたい。発行者名のみならず、通貨、スキーム、担保・保証の有無、償還期限等も名称として記載すべきか。</p>	<p>名称として与えられたものを記載していただければ結構です。別の項目として求められているものは、名称でない限り別の項目に記載することになります。ただし、名称だけで有価証券の説明として不十分なものは、この項目において補足してください。</p>
149	<p>証券情報に「発行地」とあるが、例えばオランダの会社が Luxembourg Commission de Surveillance du Secteur Financier にて登録した EMTN プログラムのもとで債券を発行するなど、発行地は必ずしも明確ではないので、この要件を削除していただきたい。</p>	<p>発行地といえるものがない例外的事情がある場合は、その旨を具体的に記載してください。</p>
150	<p>特定証券情報等府令第15条別表について、「令第2条の12の3第1号に掲げる有価証券」の項の下段2(2)等の「金融商品取引所」は「金融商品取引所又は外国金融商品取引市場開設者」とすべきではないか(金商法60条の2第1項6号参照)。</p>	<p>当該欄には単に上場している金融商品取引所の名称を記載していただければよいと考えられます。</p>
151	<p>特定証券情報等府令第15条別表について、「令第2条の12の3第5号に掲げる有価証券」の項の下段2(5)は「株式1株あたりの情報」のほうが適当ではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。</p>
152	<p>格付を巡る近時の議論の状況に鑑みれば、「取得格付及び格付機関」を外国証券情報に含</p>	<p>格付情報は投資者の投資判断に一定の影響力を有することから、格付に関する情報について</p>

	めることは適当ではないのではないか。	記載項目を設けております。
153	<p>特定証券情報等府令第 15 条各号に掲げる事実が発生した場合には、外国証券情報を提供・公表することとあるが、外国証券情報に第 15 条各号に掲げる事実の有無を記載する欄を設けなければ、外国証券情報を提供・公表する義務を課しても意味がない。例えば、別表の「情報」欄に、「第 15 条各号に掲げる事実の有無及びその内容」などといった項目を加える必要がないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、別表において、「第 15 条第 1 項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容」と規定いたしました。</p>
154	<p>別表の各項目の記載事項は必ずしも項目毎に分けて記載する必要はなく、複数の項目の内容を一つの項目にまとめて記載することを認めてほしい。</p> <p>また、項目に記載する内容が入手できなかった場合、「該当なし」と記載、もしくは項目自体を削除することを認めてほしい。</p>	<p>項目ごとに記載することが情報を分かりにくくする場合もあると考えられますので、2つ以上の項目をまとめて記載することも可能です。ただし、どの情報をどの項目に記載したのかは明示する必要があります。</p> <p>「該当なし」では、その項目に該当する事項がないのか、事項はあるが情報を入手できなかったかが不明確であるため、投資者に分かりやすいように記載する必要があると考えられます。</p>
▼その他		
155	<p>金商法 27 条の 32 の 2 第 2 項の「…請求があった場合」には、同条 1 項により外国証券売出しにより有価証券を売付ける場合において予め又は同時に提供・公表した外国証券情報と同じ情報を提供・公表すれば足りるという理解でよいか（請求時の情報にアップデートする必要はないか。）。仮にアップデートする必要があるとすると、金商法 27 条の 32 の 2 第 2 項の規定による請求は日々なされるため、日々アップデートが必要ということになってしまうことから確認したい。</p>	<p>請求があったときに最新の外国証券情報をお渡しいただくことで足り、請求のたびにアップデートする必要はありません。</p> <p>投資者に有益な最新情報及び投資者の請求した情報は、外国証券情報と別に提供していただいて結構です。</p>
156	<p>金商法施行令第 12 条の 3 における「内閣府令で定める情報」に対応する条文がないように思える。</p>	<p>金商施行令第 12 条の 3 を修正して、内閣府令に委任する文言を削除いたしました。</p>
▼附則（経過措置）		
157	<p>改正内閣府令施行前に金商法第 23 条の 14 第 1 項ただし書きに基づく外国証券内容説明書で販売された有価証券（現行の企業内容等の開示に関する内閣府令等に基づき、外国証券内容説明書の交付が不要であったり、顧客の同意を得て外国証券内容説明書の交付を省略した場合を含む）が改正後、外国証券売出しの対象とならない場合については、以下の点をご考慮のうえ、</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のような経過措置を設けました。</p> <p>改正前の金商法第 23 条の 14 第 1 項ただし書に基づき、外国証券内容説明書を投資者に交付すること等により「海外発行証券の少人数向け勧誘」を行った有価証券のうち、改正後の「外国証券売出し」の対象でないものについての少人数私売出しの要件を、平成 25 年 3 月 31 日までの</p>

<p>当該有価証券の償還期限までの間は、日本証券業協会の規則に基づく外国証券内容説明書(売付け勧誘時点で有効な情報が記載されているもの)の交付をもって売付け勧誘が可能となる等の経過措置を設ける等、これまでの取扱いに支障が生じないよう対応をしてほしい。</p> <p>少人数私売出しに関しては一括転売制限を付す必要があるが、改正前に外国証券内容説明書による販売を行っている場合、当該有価証券の販売時に顧客に当該条件が付されていることを提示していない。当該顧客が所有している間に一括転売制限が付されると、当該顧客が売却をする際にこれまで認められていた部分売却ができなくなる。また、一括転売しかできないことになると金融商品取引業者としても流動性の観点から顧客からの買取り価格を下げたり、買取り自体を控えるような状況が生じることとなる。このような状況は投資家保護の観点からも問題があるものと考えられる。</p>	<p>間、「現行の外国証券内容説明書を交付すること」とすることとしました。</p> <p>これにより、これらの有価証券を転売する際には、一括譲渡以外の譲渡が禁止される等の譲渡制限は付されず、その勧誘の相手方に外国証券内容説明書を交付することにより、少人数私売出しを行うことができることとなります。</p>
<p>158 特定証券情報等提供府令案第 12 条及び別表において外国証券情報に記載すべき内容が定められているが、その内容は現在法第 23 条の 14 第 1 項ただし書きに基づき日本証券業協会の規則で規定された外国証券内容説明書の記載内容とは一部異なるもの(為替情報等の追加)となっている。現在証券会社は、それぞれの会社において、あるいは委託契約を締結した情報ベンダーにおいて作成した外国証券内容説明書を顧客に交付することで外国証券の少人数向け勧誘を行っているところであり、少なくとも改正内閣府令施行までは当該規則に則った情報提供を行うこととなる。</p> <p>日本証券業協会の規則を遵守しつつ、内閣府令第 12 条及び別表に則した外国証券情報を作成するためには、証券会社はシステム投資を含め相当のインフラ整備が必要となる。また、外国証券内容説明書は概ね1年に一度の内容更新を行っている場合が多く、改正内閣府令に則した外国証券情報への切り替えは、当該更新タイミングで順次行うことが想定される。</p> <p>したがって、現在外国証券内容説明書の作成・</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のような経過措置を設けました。</p> <p>改正前の金商法第 23 条の 14 第 1 項ただし書に基づき、外国証券内容説明書を投資者に交付すること等により「海外発行証券の少人数向け勧誘」を行った有価証券のうち、改正後の「外国証券売出し」の対象となるものについて「外国証券売出し」を行う場合において、その相手方に提供し、又は公表しなければならない「外国証券情報」の内容について、平成 25 年 3 月 31 日までの間、特定証券情報等府令の別表に定める内容ではなく、現行の「外国証券内容説明書に記載すべき情報」の内容とすることとしました。</p> <p>これにより、これらの有価証券について外国証券売出しを行う場合には、現行の「外国証券内容説明書」の情報を内容とする「外国証券情報」をその相手方に提供・公表すればよいこととなります。</p>

	<p>交付をもって売付け勧誘を行っている有価証券に関しては、特定証券情報等提供府令案第 12 条及び別表に則した外国証券情報の作成及び提供は、改政府令施行後少なくとも1年6ヶ月の間は、外国証券内容説明書の交付をもって外国証券情報の提供とみなせるよう措置してほしい。</p>	
159	<p>売出し規制改正前に金融商品取引業者又は国内投資家が既に保有しているユーロ CB を他に売却する場合には、改正後の「売出し」規制にかからしめることなく、当初取得時の制限に従って売却することを許容すべきではないかと考えるがどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、改正法施行日前に外国証券内容説明書による勧誘を行った有価証券については、経過措置において、平成 25 年3月 31 日までの間は、外国証券売出しが可能な有価証券については外国証券売出しを行うことができる有価証券とみなし、外国証券売出しが不可能な有価証券については私売出しが可能な有価証券とみなすことといたします。</p>
160	<p>転売制限告知書および外国証券情報の提供について、電子的交付の場合の同意書について、施行前に同意をとったものを有効にしてほしい。</p>	<p>ご質問の趣旨が明らかではありませんが、施行日後の外国証券情報の提供方法について、施行日前に予め同意を取得しておくことは可能であると考えられます。</p>
161	<p>現在、「外国証券内容説明書」の内容更新は、1月から3月に集中するが、更新直後の改正日（4月1日）に「外国証券内容説明書」から「外国証券情報」に切り替える必要があるか。経過措置（改正日（4月1日）以降に更新する銘柄から「外国証券情報」として取扱う等の暫定措置）を設けられるか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のような経過措置を設けました。</p> <p>改正前の金商法第 23 条の 14 第 1 項ただし書に基づき、外国証券内容説明書を投資者に交付すること等により「海外発行証券の少人数向け勧誘」を行った有価証券のうち、改正後の「外国証券売出し」の対象となるものについて「外国証券売出し」を行う場合において、その相手方に提供し、又は公表しなければならない「外国証券情報」の内容について、平成 25 年3月 31 日までの間、証券情報等府令の別表に定める内容ではなく、現行の「外国証券内容説明書に記載すべき情報」の内容とすることとしました。</p> <p>これにより、これらの有価証券について外国証券売出しを行う場合には、現行の「外国証券内容説明書」の情報を内容とする「外国証券情報」をその相手方に提供・公表すればよいこととなります。</p>
162	<p>今回の内閣府令案どおり施行される場合は、新たに提供する情報の入手、各証券会社から既存顧客への周知、システム開発等に1年半から2年程度必要である。準備が済まない状況で施行された場合は、国内において流通する外国証券</p>	<p>ご意見として承ります。なお、施行までに日数がありますので、早めのご対応をお願いいたします。</p>

	が限定される等影響が大きいと考える。準備のための猶予期間を設けてほしい。	
●開示ガイドライン		
163	開示ガイドライン案2-1について、同様のガイドラインを売付け勧誘にも追加すべきである。	ご意見を踏まえ、企業内容開示ガイドラインにおいて、売付け勧誘等における勧誘の相手方の人数から適格機関投資家を除く場合を規定することといたします。
164	開示ガイドライン案2-2について、延べ人数ではなく、同一の者が含まれる場合には、1名とカウントするよう変更すべきである。なお、同様のガイドラインを売付け勧誘にも追加すべきである。	引き続き延べ人数による計算を行うべきであると考えます。なお、売付け勧誘等における同様の規定を企業内容開示ガイドラインに設けることといたしました。
165	開示ガイドライン案 23-14-1について、本項自体は削除されるものの、①と②については、勧誘が行われる場合に該当しないものの例示として、別項で存続されるべきである。	ご意見として承りますが、勧誘が行われる場合に該当しない旨を企業内容開示ガイドラインに規定することは予定していません。
166	開示ガイドライン案24-5-8について、「50名未満の者を相手方として行うものを除く」という限定を本項の「売出し」にも追加すべきである。	ご意見を踏まえ、企業内容等開示府令第19条第1号と同様の規定を開示ガイドラインに設けることといたしました。
167	開示ガイドライン案2-6について、売付け勧誘にも該当することを追加するか、同様のガイドラインを売付け勧誘にも追加すべきである。	売付け勧誘において適格機関投資家に該当しない場合も同様となるよう開示ガイドラインを修正いたします。
168	開示ガイドライン案2-7では、「コマーシャル・ペーパーの発行条件が発行者と取扱ディーラーとの間で相対で決定され、取扱ディーラーごとに、かつ、その決定ごとにコマーシャル・ペーパーの枚数が50枚未満である場合」を、取得勧誘における少人数向け勧誘に該当する要件とされ、短期社債取引にも準用されている。 施行後においてもかかる考え方を維持し、ディーラーが買い付ける短期社債の口数が50口未満であること(ディーラーを通じて50名以上の投資家に分売されていく可能性がないこと)をもって、取得勧誘における少人数向け勧誘に該当する要件としてほしい。	ご意見を踏まえ、コマーシャル・ペーパーについて、取得勧誘及び売付け勧誘における少人数向け勧誘に該当するための要件について、開示ガイドラインにおいて規定を設けました。
169	「転売制限」における「当該有価証券の枚数又は単位の総数が50未満」とは、売付け勧誘等を行う各金商業者等(コマーシャル・ペーパーの場合、各ディーラー)ごとの数(業者毎に50未満)であると理解でよいか。	ご理解のとおり、「転売制限」における「当該有価証券の枚数又は単位の総数が50未満」とは、売付け勧誘等を行う各金商業者等(コマーシャル・ペーパーの場合、各ディーラー)ごとの数(業者毎に50未満)であると考えられ、その旨を開示ガイドラインにおいて明確化いたしました。

170	開示ガイドライン旧4-17を削除する理由について確認したい。	当該規定については検討の結果、削除しないこととしております。
171	開示ガイドライン7-7において、「株主名簿に記載されている株主」とあるが、法第4条第4項にあるとおり「株主名簿に記載され、又は記録されている株主」を指すとの理解でよいか。	ご理解のとおりであり、開示ガイドライン7-7の規定を修正いたしました。
172	開示ガイドライン4-19について、既開示証券については原則「開示が行われている場合」に該当するものとして、修正すべきである。	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、「開示が行われている場合」とは、金商法第4条第7項及び企業内容開示府令第6条であると考えられます。
●その他		
173	従来金融商品取引業者が行っていた既発行の外国証券の少人数勧誘による顧客への売り付けは、今回の改正により「売出し」または「私売出し」と整理されることとなった。金融商品取引業者が、かかる小規模な「売出し」または「私売出し」のために必要となる玉を他の業者から仕入れる場合、これは売出しの「引受け」に該当するのかわ。「引受け」に該当するとした場合、仕入れの都度、引受けのための「審査」が必要となるのでしょうか。	<p>有価証券の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に際し、次のいずれかを行うことは、「有価証券の引受け」に該当することとされています(金商法第2条第8項第6号)。</p> <p>①当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を取得すること(いわゆる買取引受け)、②当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を取得することを内容とする契約をすること(いわゆる残額引受け)。</p> <p>このうち、①については、有価証券の募集・売出し等を行っている発行者・売出人等から取得するものでなければ、基本的には「有価証券の引受け」に該当しないものと考えられます。</p>
174	今回の改正案では、外国証券売出しについて一定の要件を満たす場合に開示義務を軽減するものとされている。外国証券について金商業者が買取引受けを行った場合には、当該業者が当該外国証券について国内において多数の公衆向けに行う勧誘行為は売出し行為であると考えられるため、当該開示規制の緩和の適用を受けることが可能であると考えられる。一方、金商業者が残額引受けの方法により引き受けた外国証券について当該業者が国内で行う勧誘行為は募集の取扱いに該当するため、今回の外国証券に関する開示規制の緩和の適用を受けられないこととなる。引受人の引受形態が買取引受けであるか残額引受けであるかによって開示規制の態様が異なるというのは如何にもアンバランスであり、外	<p>新規発行証券について残額引受けをした場合は募集の取扱いに該当し、買取引受けをした場合は売出しに該当するとは必ずしもいえません。買取引受けをした場合でも、実態として発行会社の発行を取り扱う場合は、募集の取扱いとなります。例えば、引受会社が発行価格で一律販売する場合は、発行市場に近い実態があり、逆に、引受会社が価格交渉に自由な裁量があつて発行価格に束縛されなければ実態として流通市場の取引に近づけて考えることができます。</p>

	国証券の募集の取扱いについても同様の規制緩和を検討すべきである。	
175	金商法第27条の34の2第2項の規定で、重要な事項について虚偽の情報があったり、欠けていたりする外国証券情報を提供して当該有価証券を売りつけた金融商品取引業者は、虚偽又は欠けていることを知らないで買付けた投資者への損害賠償責任があるとされているが、情報が虚偽である等と損害との因果関係が明らかになっていない。同条第3項の規定のように「情報が虚偽であり、又は欠けていることにより生じた損害」というように損害賠償責任の責めを負う範囲を明確にしてほしい。	金商法第27条の34の2第2項の規定の文言は、同法第17条に規定する虚偽記載のある目論見書等を使用した者の賠償責任に対応しています。同法第17条は、虚偽記載等と損害との間の因果関係を要すると解されており、同法第27条の34の2第2項も同様に解せられると考えられます。
176	金商法第27条の34の2第2項で、情報が虚偽である場合について相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかった場合とあるが、発行者が公表した情報自体が誤っていた場合は確認が困難であり、免責となると解してよいか。また、第3項の規定の「重要な情報について虚偽の情報」についても同様に解してよいか。	通常の場合、発行者が公表している情報は信頼性が高く、依拠できると考えられますが、明らかに誤りを含んでいる場合、明らかに相当古い情報である場合など、発行者の公表情報に依拠できない場合があります。これらも、「相当な注意を用いた」か否かにおいて判断されます。
177	金商法第27条の34の2において、損害賠償義務が規定されているが、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知らないで金融商品取引業者等から募集若しくは売出し又は特定勧誘等によらないで取得した者を対象としているものであり、同法第27条の32の2に規定されている「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合」に情報の提供を行った者についてまでは適用されないとの理解でよいか。	金商法第27条の34の2第1項は、同法第27条の32の2第2項の場合を問題としていません。同法第27条の34の2第2項は、不適切な外国証券情報を「使用」して有価証券を「売り付けた」とありますので、当該情報を「使用して」有価証券を「売り付け」ない限り、損害賠償責任は負いません。同法第27条の34の2第3項は、不適切な情報が公表されている間に有価証券を善意で取得したものに対する責任です。有価証券を取得していない者に対しては責任は負いません。
178	金商法第27条の34の2第2項と第3項を比較すると、情報欠缺の表記において、「誤解を生じさせないために必要な事実」(第2項)、「誤解を生じさせないために必要な重要な事実」(第3項)、とあり、「重要な」の有無において差異が見られる。これは、現行の第17条と第18条1項における情報欠缺の表記においても同様に見られるが(平成16年改正前は17条においても「重要な」情報の欠缺とされていたが、同年の改正により当該文言が削られて今に至るもの。改正当時、当該改正趣旨については立案担当者による明示	平成16年の証券取引法改正では、目論見書の定義を見直し、従前の資料を含む広義の目論見書を重要な事項を記載した狭義の目論見書とそれ以外の事項を含む販売用資料に分離しました。 この改正により目論見書の記載内容は、「重要な」事実となりましたので、「誤解を生じさせないために必要な事実」は基本的に重要であると考えられ、「重要な」という文言を削除したものです。 これと同様の考え方により、法第27条の34の

	<p>的な趣旨解説はない。)、当該差異を設けた趣旨についてご教示願いたい。瑣末な点かもしれないが、現状の府令案においては、外国証券情報提供義務につき、業者に対し、相応に重い負担を課すものとなっている中、「重要な」の解釈については看過できない論点ともなりうるので、確認したい。</p>	<p>2第2項に規定する「誤解を生じさせないために必要な事実」についても、「重要な」であると考えられます。</p>
179	<p>金商法第 27 条の 34 の2第2項が挙証責任の転換と消極的事実の証明(悪魔の証明)を規定している。</p>	<p>立証責任の転換は規定していますが、消極的事実の証明を規定しているのご指摘及び悪魔の証明とのご主張の正確性が理解できません。過失や善意は要証事実ではなく、法的評価ですので、消極的事実の証明を規定しているのご指摘は当たっていません。</p>
180	<p>「外国証券売出し」された証券を「私売出し」として扱うこと、または、「私売出し」された証券を「外国証券売出し」として扱うことを以下の理由により、認めて頂きたい。</p> <p>まず、当初私売出しであっても、その後、法定開示により売出しを行うことは可能である。したがって、当初、私売出しであっても、その後、売出しの一つの形態である外国証券売出しに変更することも認められるべきであると考えます。</p>	<p>ご意見のとおり、私売出しの対象であった有価証券について外国証券売出しは可能としました。</p> <p>一方、「外国証券売出し」された証券を「私売出し」として扱うことはできないものと考えられます。一旦、「外国証券売出し」が行われた有価証券は多数の者に販売されており、この有価証券の転売は「多数の者に譲渡されるおそれが少ない場合」には該当しないものと考えられます。</p>
181	<p>金商法施行令第1条の7の3第6号について、外国で発行され日本に持ち込まれた有価証券について、投資者への販売等を目的として金融商品取引業者等の業者間で行う売買のうち一定のものについては「有価証券の売出し」に該当しないとされているが、投資者への販売等を目的としているかどうかは買い手となる業者の主観の問題であり、各種の義務が課される売り手側の業者には必ずしも投資者への販売等を目的としているかどうかはわからないのではないかと。したがって、売り手側に買い手側の主観的認識を確認する義務が前提となり実務上機能する場面が限定されるのではないかと。</p>	<p>金融商品取引業者間の取引においては、買付人が転売を目的としているものであるかは、容易に判別できると認識しております。売出しの開示規制は、売り手側を対象としており、販売勧誘行為のときに判断する必要があり、買い手側に転売目的であるか否かについて確認した上で販売する必要があります。</p>
182	<p>金商法施行令第1条の7の3第6号について、当該有価証券を売り付けた金融商品取引業者等が当該売付けを行った旨等を日本証券業協会に通知を行う場合には有価証券の売出しに該当しないとされているが、通知は事後的に行うのか。その場合、通知を行わなかった場合には遡及的</p>	<p>金商法政令第1条の7の3第6号においては、事後的な報告で足りる。報告を行わなかった場合における有価証券の売買については、有価証券法理に従い、善意の第三者は保護されるものと考えられます。</p>

	<p>に当初の売買が「有価証券の売出し」になってしまふということか。そのような考え方をとる場合には、構成要件該当行為を何ととらえるかや既遂時期等、有価証券の売出しに係る刑事罰規定との関係で困難な問題が生じないか。</p>	
183	<p>私募要件に従って取得した振替債の売付け勧誘等については、口数が 50 口未満で単位未満に分割できない旨の制限(「転売制限」)、かつ、「転売制限」が付されている旨を知ることができるよう措置が執られているような場合には、当該転売制限の条件に則って(＝私募要件を維持したまま)取り扱うこととすれば、いわゆる「少数私売出し」に該当するとの理解でよいか。</p>	<p>金商法施行令第1条の7第2号に掲げる要件に従って、有価証券の売付け勧誘等を行う場合には、第1条の8の4第2号により少数私売出しの要件を満たすものと考えられます。</p>
184	<p>金商法施行令第1条の7の3や企業内容等開示ガイドラインにおいて「有価証券の売出し」に該当しないものとされた取引の相手方については、金商法施行令第1条の8の3の「50 名以上」の計算に当たって除外することができるかどうかを確認したい。</p>	<p>金商法施行令第1条の7の3に規定する取引については、同令第1条の8の3において、明文で除外しています。</p>
185	<p>債券で保証がある場合(例えば日本法の連帯保証、米国法または英国法の保証で無条件のもの(unconditional guarantee)、またはこれらと同等の効果のあるもの等)は、当該発行者ではなく、当該保証者の発行する有価証券について、金商法第24条第1項又は第3項の規定による有価証券報告書を提出しており、法第27条の32の2第1項の規定により当該有価証券に関する証券情報が提供され、又は公表される場合も、法第27条の32の2第1項ただし書に該当するものとしてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、金商法施行令第2条の12の3第6号において規定を修正いたしました。</p>
186	<p>外国証券売出しの対象有価証券、要件等について、「当該発行者に関する情報に金融庁長官が適当であると認めるところによって作成された財務計算に関する情報が含まれることとする」については、既存の財務諸表等規則127条の趣旨を踏まえ、諸外国で採用されている国際会計基準(IFRS)は(IASB が公表した純粋な IFRS のみならず、諸外国が承認した形式のものも含め)広く認めてほしい。</p>	<p>異なる会計基準に基づく財務報告の乱立から投資家を保護し、更には財務報告の比較可能性を向上させる観点から、国際的にIFRSを軸にアドプション又はコンバージェンスが急速に進展しています。</p> <p>他方、各国が承認したIFRSの中には、必ずしもIASBが発出・承認したIFRSと同一ないし同等と評価できないものが含まれ得ると考えられます。</p> <p>したがって、形式的に各国が承認したIFRSではなく、その内容等について、実質的にIASBが</p>

		<p>発出・承認したIFRSに基づいて作成された財務報告と認められる場合についてのみ、認めることが考えられます。</p>
187	<p>金商業等府令案第 158 条第1項においては、金商法第2条第8項第1号から第4号の行為から、かつ書きにより、買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う「第8号に掲げる行為」（「有価証券の売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等」）が除かれるという建付けとなっている。</p> <p>そこで、金商法第2条第8項第1号から第4号の行為から除かれなかった「第8号に掲げる行為」につき、金商法第2条第8項第1号から第4号の行為のうちいずれの行為として記帳すべきかが問題となるが、「第8号に掲げる行為」により私法上は売買が成立するため、金商法第2条第8項第1号の「売買」として、金商業等府令案第 158 条第1項各号列挙事由を記帳するとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおり、金商業等府令第 158 条第1項においては、「売出し」（買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものを除く。）により成立した売買について、「注文伝票」を作成することとしています。</p>
188	<p>「売出し」に該当する場合であっても、当該取引が「買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うもの」でない限り、「売買」について作成すべき帳簿書類を作成することで足り、「売出し」に該当することに伴う追加的に作成すべき帳簿書類はないとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりであると考えられます。</p>
189	<p>金商業等府令案第 158 条第1項について、「前条第1項第3号の注文伝票には、法第2条第8項第1号から第4号までに掲げる行為（媒介または代理にかかるものを除く。）及び同項第8号及び第9号に掲げる行為（当該行為にかかる有価証券の買付けの申込みまたは売付けの期間を定めて行うものを除く。）に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。」と修正するとともに、金商業等府令第 163 条第1項について、「第 157 条第1項第8号の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る取引記録には、法第2条第8項第9号に掲げる行為（売出しの取扱いに関しては、当該行為に係る有価証券の買付けの申込みまたは売付けの期間を定めて行うものに限る。）に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。」</p>	<p>金商業等府令第 158 条及び第 162 条においては、「売出し」の定義の見直しに伴い、「売出し」のうち、買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものについては「売出しに係る取引記録」を作成し、買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うもの以外の「売出し」により成立した売買については「注文伝票」を作成することとしています。</p> <p>なお、業者の行為が「売出しの取扱い」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して判断する必要があると考えられますが、「売出しの取扱い」に該当する場合には、金商業等府令第 163 条の規定により、「売出しの取扱いに係る取引記録」を作成することとなります。</p>

	と修正してほしい。	
--	-----------	--

II. 社債等の発行登録制度の見直し関連

	コメントの概要	金融庁の考え方
	●利用適格要件の見直し	
	▼企業内容等開示府令	
1	<p>発行登録制度における利用適格要件としての周知性要件は、EDINET制度が導入されて容易に企業の内容を知ることができることから上場会社又は登録会社であればよいのではないかと。そのため、格付要件の撤廃だけでよく、新しい規制は不要と思う。</p>	<p>発行登録制度(参照方式の有価証券届出書制度)の周知性要件については、EDINETにより有価証券報告書等の情報の取得が容易になったものの、有価証券の募集又は売出しに際し、投資者は短期間で投資判断を行う必要があることから、投資家による投資判断を補強する材料を提供し、ひいては投資判断を得やすい環境を提供するという補完的な観点から有用な制度であると考えられます。</p> <p>(注) 金融審議会第一部会のディスクロージャー・ワーキング・グループにおいても、これと同様の考え方が多く示されています。</p>
2	<p>施行前の企業内容開示府令の規定に基づき、格付要件により有価証券届出書を提出している場合には、施行日後に他の要件による有価証券届出書に切換えなくてよいとの理解でよいか。</p> <p>同様に、施行前の企業内容開示府令案の規定に基づき、格付要件により発行登録書を提出している場合には、当該発行登録書に記載された発行予定期間中は効力を有するとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
3	<p>社債券の券面総額計算については、提出日以前5年間に発行日又は受渡期日が含まれる社債券を対象とするとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
4	<p>基準時時価総額の計算に使用する株価は、当該有価証券届出書提出日の2年6月前の日後のいずれかの日の株価との理解でよいか。</p> <p>また、当該者の発行済株券について、複数の指定外国金融商品取引所に上場されている場合の計算方法について明らかにしてほしい。</p> <p>併せて、基準時時価総額の計算に使用する為替について参照方法を明らかにしてほしい。</p>	<p>ご質問の趣旨が明らかではありませんが、基準時時価総額は企業内容開示府令第9条の4第5項第1号イの「算定基準日」における時価総額(同号ハ)ですので、提出日の6月前の日から提出日の前日までの間のいずれかの日の株価で算定します。</p> <p>また、計算方法は、一以上の指定外国金融商品取引所のみを上場している場合には、その中の主要な一指定外国金融商品取引所の算定基準日等における市場相場(最終価格)により算定した額となります。なお、為替の換算については算定基準日における為替相場が基準です。為替レートは一般的なものを使用することができます。</p>

		が、使用した為替レートを注記する必要があります。(企業内容開示府令第七号様式記載上の注意(1)c、d参照)
5	「社債券の券面総額が100億円以上であること」とあるが、第2号様式等において「券面総額又は振替社債の総額」という文言が用いられていること、振替社債では券面総額という用語を用いないことを考慮して「社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であること」等に修正してほしい。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
6	企業内容開示府令案では「社債券の券面総額」、特定有価証券開示府令案では「発行価額又は売出価額の総額」とされている理由を教えてください。 また、特定有価証券開示府令案第11条の3第4項第1号ホ及び第2号は「発行価額又は売出価額の総額が100億円以上であること」とされているが、社債券は「発行価額・売出価額の総額」では考えないという理解でよいか。	券面総額と発行価額又は売出価額の総額が異なることが多いことから、券面総額を基準としたものです。特定有価証券においては、届出書に券面総額の記載が要求されない場合があるため、発行価額又は売出価額の総額を基準としています。
7	本邦の金融商品取引所に上場しており、かつ企業内容開示府令案第9条の4第5項第3号の基準を満たす者(基準時時価総額が1,000億円以上である者)は必ず第1号ニの基準も満たす(基準時時価総額、二年平均時価総額及び三年平均時価総額が250億円を下回ることはあり得ない)こと、第3号は本邦の金融商品取引所への上場を要件としていないことを考慮すると、開示ガイドライン案5-30(様式1)3ホを新設する必要はないと考えられるので、新設の要否を検討してほしい。 同(様式1)3ホにおいて「基準時時価総額及び基準時上場時価総額の合計額が1,000億円以上」とあるが、企業内容開示府令案第9条の4第5項第3号に「基準時上場時価総額」という文言はなく、また当該文言の定義も見当たらない。「基準時時価総額が1,000億円以上」に修正する必要があるのではないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
8	企業が発行する社債が外国通貨をもって表示されるものであって、外国為替相場により本邦通貨に換算した当該社債の券面総額が100億円以	ご理解のとおりです。この場合、本邦通貨へと換算される基準日は、社債の発行日又は受渡日であると考えられます。

	<p>上となる場合には、利用適格要件の基準を満たすという理解でよいか。また、本邦通貨への換算が認められる場合、いずれの時点における外国為替相場により換算すべきか。</p>	
9	<p>「有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券」には、例えば、合併等により承継された社債券及び持株会社化によって既発行の社債を子会社に残したまま、次回以降の社債を持株会社で発行しようとした場合の子会社の既発社債も含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>発行登録制度(参照方式の有価証券届出書制度)における利用適格要件は、発行登録制度を利用する企業情報等が既に周知されていることを判断するための基準になります。したがって、過去に合併前の会社又は子会社が過去の社債を発行している場合であっても、これらの社債の発行時又は流通時に社債券等を承継した企業又は親会社の企業情報が開示・周知されているとは必ずしもいえないことから、合併等により承継した社債券及び子会社の既発社債は、特定有価証券開示府令第9条の4第1号に規定する「有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券」に含まれないものと考えられます。</p>
10	<p>利用適格要件を充足することにより発行登録書を提出後、発行登録の更新の際に過去5年間の起債実績 100 億円の要件を充足しなくなった場合、他の利用適格要件を充足しない限り、当該発行者は発行登録の利用適格要件を満たさなくなるとの理解で良いか。例えば、</p> <p>H18 募集届出書 50 億円 H19 売届出書 50 億円 H22 発行登録書提出 H24 発行登録の更新</p> <p>となる場合、H19 以降は 100 億円の届出実績がないため、該当条文の利用適格要件を充足しないこととなり発行登録の更新は不可となるのか。</p> <p>また、過去5年間の起債実績の制限を付す根拠は何か。外国債等開示府令第6条の3第4項同様、5年間の縛りを付さなくとも良いのではないか。</p>	<p>発行登録の更新の際に、過去5年間に有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより、発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が 100 億円未満となった場合、発行登録制度における他の利用適格要件を充足しない限り、当該社債券の発行者は発行登録制度の利用適格要件を満たさなくなります。</p> <p>また、起債実績について過去5年間の実績と制限を課す理由は、発行市場及び流通市場を通じて発行者に関する新しい情報が開示・周知されているという「周知性の要件」の意義に鑑み、過去5年間の実績とすることが適当であると考えています。</p> <p>(注) 金融審議会第一部会のディスクロージャー・ワーキング・グループにおいても、これと同様の考え方が多く示されています。</p>
11	<p>発行登録制度の利用適格要件として、新たに「基準時時価総額が1,000億円以上」の要件が規定されているが、「1,000億円以上」と設定された根拠を教示してほしい。また、「基準時時価総額が250億円以上」としてはどうか。</p>	<p>企業内容開示府令第9条の4第5項第3号の規定は、我が国で社債券を発行していない、又は社債の発行額が少額であるものの、現在「格付要件」を満たして発行登録制度を利用している外国会社等について、引き続き発行登録制度を利用可能とする観点から、発行登録制度の利用適</p>

		<p>格要件の一つであった「格付要件」に代わる要件として新たに追加したものです</p> <p>具体的な要件としては、グローバルに企業活動を行っている外国会社等については、当該外国会社の企業情報は我が国の投資者に一定の周知がされているものと考えられることから、外国会社等が指定外国金融商品取引所に上場されている株券を発行しており、かつ、当該者の発行済株券について、外国金融商品市場における基準時時価総額が1,000億円以上であることとしています。</p> <p>これは、同項第1号ホにおいて過去5年間に我が国で有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出して発行した社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であることとする要件が規定されていますが、この100億円を参考して、1000億円以上としたものです。</p>
12	提出日以前5年間に発行し又は交付された社債券の券面総額が100億円以上であれば、有価証券届出書又は発行登録追補書類の提出日現在において、当該社債券の残高が存在していない場合も、参照方式及び発行登録が利用できるか。	この基準は過去の発行実績をとらえて周知性をみるものであり、有価証券届出書又は発行登録追補書類の提出日現在において、当該社債券の残高が存在していない場合も、参照方式及び発行登録書の利用が可能であると考えられます。
13	指定外国金融商品取引所上場株式を円換算するための為替レート及び基準時を明示すべきである。	換算は算定基準日における為替相場が基準です。為替レートは一般的なものを使用することができますが、使用した為替レートを注記する必要があります。(企業内容開示府令第七号様式記載上の注意(1)c、d参照)
14	「発行済株券」には自己株式を含むかどうかを確認したい。	特に除外してはしませんので、自己株式も含まれるものと考えられます。
15	企業内容等開示府令案第9条の4第5項第1号イ中、「時価総額」の定義について、「金融商品市場」を「金融商品市場又は外国金融商品市場」とすべきである。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
16	企業内容開示府令案9条の4第5項3号の要件である外国の取引所の範囲は、金商法施行令第2条の12の3第4号ロの「指定外国金融商品取引所」より広い範囲でもよいのではないか。	金商法施行令の「指定外国金融商品取引所」は、有価証券及び発行者に関する開示の状況等を考慮して指定されるものですので、周知性要件を判断する際の基準として適当であると考えられます。

17	<p>株券を原資産とする預託証券を指定外国金融商品取引所に上場している場合も対象としてほしい。</p>	<p>貴重なご意見として今後の参考にいたします。</p>
18	<p>企業内容等開示府令案第9条の4第5項第3号に規定は、社債券についての発行登録制度の利用適格要件であるから、必ずしも株券の上場時価総額のみを基準にする必要はないのではないか。当該発行者の発行している債券や、当該発行者に係る MTN プログラム等が上場され、上場総額が一定額以上である場合には、利用適格要件を満たすものとするべきではないか。</p> <p>また、社債券の発行者自体でなくとも、当該社債券の元利金の支払いを保証する会社(保証会社)が同様の要件を満たす場合にも、発行登録の利用要件を満たすとするべきではないか。</p>	<p>発行登録制度における利用適格要件とは、発行登録制度を利用する企業の企業情報等が既に公衆に広範に提供されているか否かを判断する基準になります。したがって、当該制度を社債券についてのみ利用する場合であっても、当該企業が発行する株券が株式市場において多く売買されていることは、当該企業の企業情報が広く周知されている一つの基準として考えられます。</p> <p>なお、保証会社が社債の発行実績の要件を拡大しても、発行体に関する情報が周知されるとは考えられないことから、困難であると考えられます。</p>
19	<p>有価証券届出書の提出日以前五年間に有価証券届出書又は発行登録対補書類を提出することにより発行し、又は交付された償還された社債券であって、有価証券届出書提出以前に償還された社債券の券面額を「券面総額」から控除する必要がないことを確認したい。</p>	<p>ご意見のとおり、償還分を控除する必要はないと考えられます。</p>
20	<p>特定有価証券開示府令案第11条の3において、資産の流動化に関する法律(以下、「流動化法」)に規定される特定社債、優先出資及び新優先出資引受権を表示する証券(以下、「特定社債等」)の発行につき、特定目的会社(以下、「TMK」)の発行登録制度の利用が可能となっております。</p> <p>一方で発行登録が利用可能な TMK は、既に有価証券報告書を1年間継続して提出している等の要件がありますので(改正案第11条の3)、既に一度公募にて特定社債等を発行している TMK が対象になるかと存じますが、現在の流動化法の規定では、①組成当初より複数回の特定社債等発行を予定した場合、TMK が特定社債等発行時に提出する資産流動化計画に第2回以降の特定社債等発行(それに伴う特定資産の取得)に関する事項も記載を要するが、第1回時点では未確定の事項が多く記載が困難であること、②特定社債等を既に発行済みの TMK に関する資産流動化計画の変更は、特定社債権者集会の開催が必要であり、発行登録制度の利用条件</p>	<p>今般の特定有価証券開示府令の改正では、発行登録制度の利用を拡充するため、継続開示や周知性といった利用適格要件を満たすこと等により、一般投資家の保護に支障をきたす恐れが少ないと考えられる場合について、簡易な手続による特定社債等の発行を認めるものです。</p> <p>一方、特定目的会社にとって、資産流動化法上の資産流動化計画は投資者の投資判断の拠り所であり、かつ、ガバナンスの基礎を提供する重要なものであることから、その変更の意思決定は、取締役等の裁量に委ねるべきではなく、原則全ての投資者の参加が必要と考えられます。したがって、当該変更手続き等を緩和することは、適当でないと考えられます。</p>

	<p>を満たす TMK(既に公募で特定社債を発行済み)においては、実務上その変更は不可能と考えられることから、第2回債以降の発行が難しいものと考えられます。したがって、今回の改正案をより有効とする為にも、流動化法の改正(例えば、発行登録に適すると考えられる単一のクレジットを裏付とした特定社債等やマスタートラストによる信託受益権を裏付とした特定社債等の複数回発行について、流動化法上の制限を緩和する等)も併せて検討してほしい。</p>	
	▼開示ガイドライン	
21	<p>開示ガイドライン案(様式1)3ハ及び(様式2)2イは「円」換算での記載のみが求められ、外国通貨による券面総額及び換算に用いた外国為替相場の記載を求めているが、本邦通貨に換算後の金額のみを記載するとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
22	<p>企業内容開示府令案には「当有価証券届出書の提出日以前5年間」とあるが、開示ガイドライン案の様式は「算定基準日(平成 年 月 日)以前5年間」となっているので修正すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
23	<p>企業内容開示府令案には「基準時時価総額が1,000億円以上」とあるが、様式では「基準時時価総額及び基準時上場時価総額の合計額が1,000億円以上」となっている。時価総額は売買金額とは異なり、金融商品取引所毎に集計されるものではないことを考慮して、「基準時時価総額が1,000億円以上」に修正してほしい。</p> <p>また、発行済株券の基準時時価総額につき、指定外国金融商品取引所上場分とその他の金融商品取引所上場分を区別しているように見えるが、そうであればその理由について確認したい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
24	<p>本邦の金融商品取引所及び指定外国金融商品取引所に上場している場合には(様式1)3ホにより、指定外国金融商品取引所のみを上場している場合には(様式2)2ロにより作成すべきという理解でよいか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
25	<p>開示ガイドライン案5-3のうち様式について(参考)に記載する内容として、(様式1)3ロと同じ内容が記載されているが、企業内容開示府令案第9条の4第5項第3号は基準時時価総額で</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>

	あり、平均時価総額が用いられることはなく、また、算定基準日の各指定外国金融商品取引所における最終価格に基づき算出した基準時時価総額を併記することにはあまり意味がないと考えられる。採用した金融商品取引所における最終価格による算定基準日の基準時時価総額の算出式を1つだけ記載する様式に修正することを検討してほしい。	
26	開示ガイドライン案「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面3ホの時価総額の算出方法を明確化してほしい。 また、基準時時価総額および基準時上場時価総額を算出するにあたり、各(本邦・指定外国)金融商品取引所毎に区別して発行済株式総数を記載する根拠を教示してほしい。	国内の金融商品取引所に上場している場合 法時価総額は、国内に上場していれば、本邦における主要な一金融商品取引所の算定基準日等における市場相場(最終価格)により算定した額です(開示ガイドライン5-29)。 また、一以上の指定外国金融商品取引所のみ に上場している場合には、その中の主要な一指定外国金融商品取引所算定基準日等における市場相場(最終価格)により算定した額となります。
27	本邦の金融商品取引所に上場している株式の上場時価総額が 250 億円未満であり、指定外国金融商品取引所における基準時時価総額及び本邦の金融商品取引所における基準時上場時価総額の合計額が 1,000 億円となる場合は、現実には想定できないのではないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
28	開示ガイドライン案5-30(様式1)及び(様式2)については、「券面総額」を、「券面総額又は振替社債の総額」と修正してほしい。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
29	開示ガイドライン案5-30(様式1)及び(様式2)において、(平成 年 月 日の募集)、(平成 年 月 日の売出し)の日付は、当該募集・売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類の提出日又は発行日(受渡日)のいずれの日付を記載すべきか教えてほしい。	発行日(受渡日)の日付を記載する必要があります。
▼特定有価証券開示府令		
30	企業内容開示府令案第9条の4第5項第1号ホ及び第4号は社債券に限定されているが、特定有価証券開示府令案の投資証券の要件は社債券に限定されていないとの理解でよいか。その場合、5年以内に発行価額又は売出価額の総額 100 億円以上の IPO・PO を実施した投資法人に	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、特定有価証券開示府令第11条の3第4項第1号ホに規定する発行登録制度の利用適格要件は、有価証券届出書の提出日以前5年間において、有価証券届出書等を提出することにより発行し、又は交付された投資証券の発行価額又は売出価

	<p>において、実施後の投資口価格の下落により同項目ないし二の基準を満たさなくなった場合においても、参照方式及び発行登録書の利用が可能との理解でよいか。</p>	<p>額の総額が 100 億円以上である必要があります。</p> <p>また、実施後の投資口価格の下落により同条第4項第1号イないし二の基準を満たさなくなった場合は、参照方式及び発行登録書の届出時において、特定有価証券開示府令第 11 条の3第4項第1号ホに規定する利用適格要件を満たしている必要があります。</p>
31	<p>提出日以前5年間の「発行価額又は売出価額の総額が 100 億円以上であること」とされていることから、有価証券届出書又は発行登録書提出日現在において、投資法人債券または資産流動化証券の残高が存在していない場合においても、参照方式及び発行登録書の利用が可能との理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
32	<p>特定有価証券開示府令案第 11 条の3第4項にも、企業内容開示府令案第9条の4第5項第1号ホ及び第9条の5にある「本邦において」の文言が必要ではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
<p>●SPC による発行登録制度の導入〔特定有価証券開示府令第 11 条の3等〕</p>		
33	<p>SPCによる発行登録制度の導入より、SPCが使用する有価証券届出書、発行登録書等において、「資産流動化計画の概要を的確かつ簡明に説明した書面」の添付が求められている。「資産流動化計画の概要を的確かつ簡明に説明した書面」で記載が求められる内容は、有価証券届出書の記載事項と重複箇所が多いと考えられるので、あえて添付を求める必要はないのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、添付を求めないこととし、規定を修正いたします。</p>
34	<p>特定有価証券開示府令案第 12 条第1項第1号ロに規定する「当該役員会の議事録の写し、当該投資主総会の議事録の写しもしくは当該組合員総会の議事録の写し又はこれらに類する書面」の記載のうち、「これらに類する書面」とは具体的には何かを教えてください。</p> <p>また、当該書面は役員会、投資主総会、組合員総会のいずれかの決議がない場合は、これらに係る議事録の写しと同様に添付不要との理解でよいか。</p>	<p>「当該取締役の過半数の同意があったことを知るに足る書面」(第 18 条の8第2項、第 18 条の9第1項)などを想定しています。この書面は同意があったことが分かればよいため、稟議書でなくてもよいと考えられます。</p> <p>取締役の過半数の同意がいない場合は、役員会や総会決議がない場合と同様に、添付は不要と考えられます。</p>
<p>●プログラム・アmount方式〔企業内容等開示府令第 11 号様式等、特定有価証券開示府令第 15 号様式等、外国債等開示府令第6号様式等〕</p>		

35	<p>プログラム・アmount方式による発行登録書において、例えば社債の場合、「発行残高」に加算される社債には、当該発行体が発行した全ての社債(私募債を含め)が含まれるのか。また、残高の加算はローンチ日(発行登録追補書類提出日)、減算は償還日に実施されるという理解でよいか。</p>	<p>「発行残高の上限」までの発行とされるのは、発行登録追補書類を提出して発行する社債等になります。また、加算の時期については従来方式と同様に、加算はローンチ日、減算は償還日になると考えられます。</p>
36	<p>【これまでの募集(売出)実績】(発行残高の上限を記載した場合)「償還総額」欄と、【残高】に償還総額として記載・加算できる有価証券は、当該発行登録書を用いて募集(売出)された1年以上2年未満に償還が到来する有価証券を対象としているとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
37	<p>発行登録におけるプログラム・アmount方式(発行登録に発行残高の上限を記載し、償還等により発行残高が減少した場合に発行可能額が増額する方式)導入に伴い、既存方式による発行登録が有効期限到来により消滅するまでは、両方式を並存させておいて問題ないか。また、残高のない既存方式による発行登録をプログラム・アmount方式に切り替えたい場合は、既存登録を取り消し、新たにプログラム・アmount方式による発行登録を申請する必要があるのか。</p>	<p>同じ種類の有価証券について既存方式とプログラム・アmount方式による発行登録が行われると、その発行がどの発行登録によるものかが不明確となり、投資者が混乱するおそれがあることから、両方式を並存させておくことは問題であると考えられます。</p> <p>したがって、既存方式による発行登録をプログラム・アmount方式に切り替える場合は、既存登録を取り消し、新たにプログラム・アmount方式による発行登録を申請する必要があるものと考えられます。</p>
38	<p>訂正発行登録書の【発行残額】欄には、実務上、発行登録追補書類の【残額】欄に係る記載上の注意(5)と同様に、訂正発行登録書提出時点において開示された残額を記載している。【発行残額又は発行残高】欄に発行残高を記載する場合も、改正案の第12号様式の【残高】欄に係る記載上の注意(4)b(c)と同様に記載してよいか。</p> <p>同記載上の注意に規定される「既に償還された分の償還金額の総額」について、発行登録追補書類提出後、訂正発行登録書提出までに償還された分の情報は開示されていないが、訂正発行登録書に「発行残高」を記載するに際しては、当該開示されていない「償還金額の総額」につき反映することに留意するものとの認識でよいか。</p>	<p>【発行残額又は発行残高】欄に「発行残高」を記載する場合、第12号様式の【残高】欄に係る記載上の注意(4)b(c)と同様に記載する必要があります。また、訂正発行登録書に「発行残高」を記載するに際しては、当該開示されていない「償還金額の総額」につき反映する必要があります。</p> <p>なお、誤解を招くことがないように、【発行残額又は発行残高】を【発行可能額】と修正いたします。</p>

39	<p>企業内容等開示府令第 12 号様式記載上の注意(4)b に新設された「償還」欄にも記載上の注意を設けてほしい。</p>	<p>「償還」及び「償還年月日」欄には、発行登録書の提出日以降、発行登録追補書類提出日までの間に償還された本発行登録に係る社債について、償還年月日及び償還金額を記載する必要があります。</p>
40	<p>企業内容等開示府令案第 12 号様式記載上の注意(4)b において、「これまでの募集又は売出しの実績の合計額」の後ろに「(発行価額又は売出価額の総額の合計額)」を追加すべきである。</p> <p>また、同記載上の注意において、「既に償還された分の発行価額」は、「既に償還された分の償還金額」とすべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>

Ⅲ. 投資信託目論見書の見直し関連

	コメントの概要	金融庁の考え方
●投信目論見書の見直し		
▼全般		
1	<p>外国投資信託の設立地の法令等により表現の変更や要約又は抽出が禁じられている場合等においては、投信交付目論見書において、設立地で作成される目論見書と同一内容の日本語訳の記載を許容すべきである。</p> <p>また、外国投資信託受益証券については、設立地の法令等による制約があるため、特定有価証券開示府令案第 25 号の2様式に規定する方法により目論見書を作成することが困難なことがある。また、外国投資信託受益証券について同様式による作成・交付が義務付けられるとすれば、我が国において外国投資信託が発行することが困難になり、我が国投資者に外国投資信託に対するアクセスが阻害されるおそれがある。</p> <p>したがって、外国投資信託については、同様式による投信交付目論見書の作成義務を免除し、従前の様式による投信交付目論見書の作成で足りるものとするべきである。</p> <p>または、同様式による交付は、義務とはせず、発行者が従前の様式と任意にこれを選択できるものとするべきである。</p>	<p>外国投資信託の受益証券に係る目論見書については、外国の法制度又は慣行により本国において開示されている情報と同程度の情報の開示が求められるなどのやむを得ない事情により、新設する様式による簡素化した目論見書を作成することが困難な場合が考えられることから、特例（特定有価証券開示府令第25号の2様式記載上の注意(1)f)を設けることとしました。</p> <p>具体的には、第 25 号の2様式による簡素化された目論見書を作成することが困難な場合には、その理由を目論見書の冒頭に記載した上で、新様式又は有価証券届出書の様式に定める記載項目について、本国で開示されている情報を記載することができることとします。</p> <p>なお、この特例は、新様式による簡素化された目論見書を作成することが困難な場合においてのみ、適用することができます。</p>
2	<p>平成 16 年証取法改正後の実務では、交付目論見書と請求目論見書を合本して投資者に交付する運用が見られた。</p> <p>請求目論見書の記載内容について有価証券届出書と同様の内容とする案とすることあたり、上記のような可能性を考慮して検討されたかどうかについて、お聞きしたい。</p>	<p>平成 16 年の改正では、投資信託の目論見書が投資者にとって利用しやすいものとするため、交付目論見書と請求目論見書を分けて交付する制度を導入しました。しかしながら、実務では、この制度が利用されない場合も多く、投資信託の目論見書は投資者に利用しやすいものとはなっていないのご指摘を多く受けていたことから、今回、投資信託受益証券に係る目論見書をより利用しやすく、分かりやすいものとする観点から見直しを行うこととしたものです。</p> <p>具体的には、交付目論見書の記載内容について、投資情報として極めて重要であると考えられるものに限定する一方、請求目論見書に記載内容については、基本的に、有価証券届出書の記載内容とするとともに、目論見書の電子交付を行うための手続を簡素化しました。これは、交付目</p>

		論見書は書面で投資者に交付し、請求目論見書については電子交付を促進しようとするねらいがあります。
3	<p>これまでの投信目論見書の改正の経緯を踏まえると投資信託に係る開示について、目論見書による投資者への直接開示が中核となっており、有価証券届出書による公衆縦覧型開示が形骸化していると考えられる。</p> <p>今後は、投資信託に係る公衆縦覧型開示制度のあり方自体が検討されることを希望する。</p>	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。
4	<p>請求目論見書に有価証券届出書第三部(特定有価証券開示府令案第4号様式)の情報を記載させることとする目的を教えてください。</p>	<p>投資信託受益証券に係る有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報」のうち、委託会社に関する情報は投資情報として重要であるとの多くの意見があったこと等を踏まえ、請求目論見書の記載事項に含めることとしています。一方、これ以外の「その他の関係法人の概況」(例えば、販売会社等の概況)及び「その他」については、請求目論見書の記載事項に含めないこととしています。</p> <p>なお、請求目論見書の投資者への提供方法としては、電子交付による方法を促進するため、目論見書の電子交付を行うための手続を簡素化するための内閣府令の改正を併せて行っています。具体的には、投資者に目論見書の電子交付することを電話によって同意を得ることによりとします。</p>
5	<p>今回の投信目論見書の見直しは、投資信託受益証券のみが対象であって、投資証券は対象外である。したがって、投信目論見書には、簡素化される投資信託受益証券に係る目論見書と従前からの様式を使用する投資証券の目論見書が混在することとなり、顧客の混乱も予想されることから、少なくとも外国投資証券の目論見書については外国投資信託受益証券の目論見書と取扱いを統一して欲しい。</p>	<p>今回の改正は、投資者にとって身近な投資商品である投資信託受益証券に係る目論見書について、より分かりやすいものとするため見直しを行うものです。一方、投資証券(REIT等)については、従来どおりの投信交付目論見書及び請求目論見書の形での交付が必要になります。</p>
6	<p>特定有価証券開示府令案第4号様式及び第4号の2様式では、「ファンドの詳細情報」が削除されている。従来当該情報において確認された事項の開示はファンドの理解のために重要だと考えられる。改正後に、ファンドの投資内容に係る事項の開示状況が低下されないよう「わかりやす</p>	<p>今回の投資信託受益証券に係る目論見書の見直しにより、投信交付目論見書の様式を別に定め、投信請求目論見書の内容を有価証券届出書の内容(一部の内容を除く。)とします。このため、従来のように有価証券届出書の記載内容を「交付目論見書」部分(第一部・第二部)と「請</p>

	<p>さ」とともに、「内容が正確に伝わること及び具体的な説明」への配慮をしてほしい。</p>	<p>求目論見書」部分(第三部)に分ける必要はなくなり、記載すべき情報はそれぞれ記載すべき箇所において、詳細に記載することになります。したがって、今回の見直しにより、開示内容が後退することにはならないものと考えています。</p>
7	<p>特定有価証券ガイドライン案において、目論見書の合冊の規定が削除された趣旨は、投資者の視点に立って分かり易く理解し易い投信交付目論見書を作成し、これを使用して募集のための説明を行うものであるから、明確に合冊を禁止する旨の規定を設けてもらいたい。</p>	<p>今回の改正は、投資信託受益証券に係る目論見書を投資者にとって、利用しやすく、分かりやすいものとする観点から行っています。具体的には、交付目論見書の記載内容について、投資情報として極めて重要であると考えられるものに限定する一方、請求目論見書に記載内容については、基本的に、有価証券届出書の記載内容とともに、目論見書の電子交付を行うための手続を簡素化しました。これは、交付目論見書は書面で投資者に交付し、請求目論見書については電子交付を促進しようとするねらいがあります。</p> <p>このため、書面の交付目論見書と書面の請求目論見書を合冊して投資者に交付することは、今回の改正の趣旨に逆行するものであり、基本的には、投信交付目論見書と請求目論見書は合冊せず交付されることが望ましいと考えています。</p>
8	<p>特定有価証券ガイドライン案において、投信交付目論見書と請求目論見書を同時に交付し、または一冊に合冊したものを交付することができる旨の規定(「特定有価証券ガイドライン 15-3」)が削除されるが、今後合冊目論見書の交付は認められるのか確認したい。</p> <p>また、インターネットバンキングの場合、投信交付目論見書と請求目論見書を同一の PDF で提供し交付することを認めてほしい。</p>	<p>今回の改正は、投資信託受益証券に係る目論見書を投資者にとって、利用しやすく、分かりやすいものとする観点から行っています。具体的には、交付目論見書の記載内容について、投資情報として極めて重要であると考えられるものに限定する一方、請求目論見書に記載内容については、基本的に、有価証券届出書の記載内容とともに、目論見書の電子交付を行うための手続を簡素化しました。これは、交付目論見書は書面で投資者に交付し、請求目論見書については電子交付を促進しようとするねらいがあります。</p> <p>このため、書面の投信交付目論見書と書面の請求目論見書を合冊して投資者に交付することは、今回の改正の趣旨に逆行するものであり、基本的には、投信交付目論見書と請求目論見書は合冊せず交付されることが望ましいと考えています。</p>

		<p>なお、今回の改正の趣旨に沿った交付ができないやむを得ない理由がある場合には、PDFなどの電子媒体に記録された交付目論見書と請求目論見書を同時に交付することを禁止するものではありません。</p>
9	<p>投資信託受益証券については、交付目論見書と請求目論見書を一体として提供することができなくなるが、現時点において交付目論見書と請求目論見書を一体として交付している業者は、施行日以降最初に当該投資信託受益証券に係る有価証券届出書の更新を行うまでは従来の一体型目論見書を使用でき、有価証券届出書の更新を行った時点で交付目論見書と請求目論見書の分冊を行えば足りると考えてよいか。</p>	<p>特定有価証券開示府令に基づく有価証券届出書の更新(届出)を行うまでは、合冊した目論見書を使用することができます。</p> <p>目論見書に係る改正規定は施行日ではなく、全面適用の日以前に現行様式で有価証券届出書を提出した場合は、現行の目論見書を使用することになるものと考えられます。</p>
10	<p>目論見書の虚偽記載や重要事項等の欠落の有無については、交付目論見書と請求目論見書を一体のものとしてみて判断するものであり、交付目論見書のみをみて判断するものではないという理解でよいか。</p>	<p>交付目論見書と請求目論見書は別の目論見書であり、目論見書の虚偽記載や重要事項等の欠落の有無については、個別に判断されるものと考えられます。</p>
11	<p>改正後の投信交付目論見書において、投信請求目論見書の記載を参照することができるのか確認したい。</p>	<p>投信交付目論見書において記載すべき事項を記載した上で、例えば、「より詳細な情報は請求目論見書の「〇〇」をご覧ください」といった記載をすることはできるものと考えられます。</p>
12	<p>特定有価証券開示府令案第4号様式【特別情報】第2の【その他の関係法人の概況】の箇所には、内国投資信託受益証券においては、現状、販売会社の情報が更新される都度、訂正届出書が提出されている。そのため、今回の改正案で、この部分が投信請求目論見書の記載内容に含まれるとなると、投信請求目論見書の訂正事項分が追加される頻度が現状よりも増えることとなる。投資者にとって有意義な投資情報の更新とはいえない場合でも、投信請求目論見書の訂正事項分の追加が頻発されることとなり、かえって投資者が混乱するのではないかと考える。外国投資信託においては、販売会社の情報が【証券情報】に記載される場合が多いと思われるが、上記同様、投信請求目論見書への記載除外としてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
13	<p>投信請求目論見書の記載内容は、従前の第4号様式第三部(内国投資信託受益証券の場合、</p>	<p>従来の公衆縦覧項目に係るご意見につきましては、ご指摘を踏まえ、規定を修正いたします。</p>

	<p>外国投資信託受益証券の場合は第4号の2様式(第三部)に限定されていたが、今後は第4号様式に掲げる事項全てとなっており、これまで公衆縦覧部分とされていた「委託会社の概況」「管理会社の概況」等も含まれることから、かなり分量のある内容となる。従って、従来からの公衆縦覧部分を除外してほしい。また、交付目論見書と重複する部分の記載も除外してほしい。仮に委託会社ホームページ等での閲覧を促すとしても、かなり分量のある請求目論見書冊子を別途印刷するか、またはPDFファイルを印刷したものを交付することとなり、投資家にとって見づらいものになると考えられる。</p>	<p>しかしながら、請求目論見書と交付目論見書とで重複する情報の記載の除外については、請求目論見書は詳細な情報を求める投資者に対しファンドの詳細な情報開示を行うものであって、交付目論見書とは役割を異にするものであるため、情報が重複するとは考えていません。</p> <p>また、請求目論見書については、電子交付による方法を促進するため、目論見書の電子交付を行うための手続を簡素化するための内閣府令の改正を併せて行っています。</p>
14	<p>改正後の投信交付目論見書の「運用実績」を更新する場合には、当該投信交付目論見書に係る有価証券届出書の訂正届出書を提出する必要があるか確認したい。</p>	<p>この点については、現在の取扱いと同様に、例えば運用状況について最新のものを記載するという場合であれば、有価証券届出書の「第三部第3その他」に、交付目論見書に記載したい事項を別途記載することがある旨を記載することができると考えられます。</p>
15	<p>有価証券届出書の「第三部第3その他」に、交付目論見書に記載したい事項を別途記載することがある旨を記載すれば、有価証券届出書の訂正を要せずに、交付目論見書の当該部分の情報を更新することが可能と理解してよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
16	<p>有価証券報告書、半期報告書を提出した場合には、投信請求目論見書とあわせて交付目論見書についても「運用実績」の更新は必要か確認したい。</p>	<p>投信交付目論見書の情報に更新すべきものがあれば、更新の必要があると考えられます。</p>
17	<p>投信交付目論見書の簡素化の検討過程及び今後の具体的な状況について、情報開示を行ってほしい。</p>	<p>本改正の趣旨は、従来の投信交付目論見書は、大部かつ難解で読みにくいなど、購入の際に利用しにくい書面になっているという投資者の意見が強かったことから、投資者に対して、投資情報に必要かつ簡潔な情報が、分かりやすい形で提供されるよう改善されることにあります。</p> <p>(注) 金融審議会第一部会のディスクロージャー・ワーキング・グループにおいても、これと同様の考え方が示されています。</p>
18	<p>制度作りに際し、業界の参考資料を基準に作成される場合が多いと聞かすが、業界が一番問題を多く理解している一方で、業界の利益主導になるおそれもある。そのため、交付目論見書の簡素</p>	<p>貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>

	化は、消費者を含めた中立的な第三者機関を設置して検討すべきである。	
19	投信交付目論見書の記載事項は、有価証券届出書及び投信請求目論見書の記載事項に限られるので、同記載事項についてさらに充実をしてほしい。	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。
20	投信交付目論見書は、特定有価証券開示府令案で大枠が示され、具体化は業界の自主規制団体である投信協会が決める自主ルールに委ねられる。投信協会が都合の悪い情報の開示を回避することがないようにする必要がある。また、投信協会は、認定金融商品取引業協会であり、投資者保護の実現のため自主規制団体としての役割を担うことが期待されている。したがって、投信協会に対し、広く投資者の意見を聞き、投資者のための運営が行われているかを確認する体制作りを法で義務付けてほしい。	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。
21	投信交付目論見書において、「リスク情報」等とともに、「この商品には次のようなリスクがあり、そのリスクを評価することができる経験豊富な投資家のみに対応しい」など適合性の判断に参考となる情報についても記載すべきである。	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。
22	目論見書の最後に、消費者が疑問に感じそうなこと、難しく理解しにくいと思われること、説明し残したこと等に答えるQ&Aを入れてもらいたい。	投資者の投資判断にとって極めて重要な情報であって、投資者にとって難しく、理解しにくい情報については、交付目論見書の「追加的情報」として記載すべきであると考えられます。それ以外の情報に関するQ&Aは、販売用資料として使用することになるものと考えられます。
23	金商法第 37 条の3に定める契約締結前交付書面(金商業等府令第 80 条)の取扱いは従前通りとの理解でよいか。	金商業等府令第 80 条第1項第3号においては、目論見書についても顧客にとって分かりやすいものとなっている必要があると考えられることから、契約締結前交付書面の記載方法(金商業等府令第 79 条)に準ずる方法により作成された目論見書を交付している場合等に限り、契約締結前交付書面の交付を要しないこととされています。 今般、投資信託受益証券に係る目論見書の見直しに伴い、金商業等府令第 80 条第5項を新設し、投資信託受益証券に係るものについては、契約締結前交付書面の記載方法に準ずる方法によるといった要件の一部を適用しないこととし

		ています。
24	<p>金商業等府令第80条第5項では、投資信託受益証券に係る目論見書について、同府令第79条に準ずる方法により記載されないこととなる。しかしながら、これでは、いわゆる金商法制の整備により導入された投資者にリスク情報を特に注意喚起する趣旨が失われてしまうこととなる。このような改正を行う理由を教えてください。</p> <p>また、交付目論見書においてリスク情報を強調して記載する趣旨が残されるべきである。</p>	<p>今回の改正では、投資信託受益証券に係る目論見書を投資者にとって、利用しやすく、分かりやすいものとする観点から、交付目論見書の記載事項を「ファンドの名称」、「委託会社等の情報」、「ファンドの目的・特色」、「投資リスク」、「運用実績」、「手続・手数料等」に限定した上で記載内容を大幅に簡素化し、かつ、投資者がファンドの内容を容易に理解することができるよう、これらの情報をこの順に記載することを義務付けることとしたものです。</p>
25	<p>投資信託受益証券に係る交付目論見書において契約締結前交付書面記載事項が盛り込まれていれば、枠囲み・12ポイントで記載した頁を別途冒頭に準備する必要がないと理解してよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>なお、交付目論見書の作成に当たっては、契約締結前交付書面の記載事項を含め、投資者が容易に理解することができるよう、適切な文字の大きさとしなければならないこととしています。</p>
26	<p>今回の一連の改正案には、投信法第5条は含まれていないことから、従前どおり目論見書に記載することにより約款が交付されたこととなる。</p> <p>この結果、交付する投信目論見書(約款を含む)のページ数は10数ページ或いはそれ以上となるが当然に許容されるか。</p>	<p>投信約款の目論見書への記載内容については、投信法上の取扱いとして、まず、投信交付目論見書には、約款記載事項のうち、投資家の投資判断にとって重要な事項を記載する必要があると考えられます。例えば、運用方法・運用制限、投信の追加購入、解約の方法などを記載することが考えられます。また、交付目論見書に記載しなかったその他の約款記載事項については、投信請求目論見書に記載することで良いものと考えられます。なお、その他の約款記載事項を記載することに替えて、約款そのものを請求目論見書中に添付することでも良いと考えられます。</p>
27	<p>保険業法施行規則についても、金商業等府令第80条等の規定と同様の改正が必要ではないか。</p>	<p>今回の金商業等府令第80条等の改正は、投資信託受益証券に係る目論見書について見直しを行うものであり、保険業法施行規則の改正は行っておりません。</p>
▼目論見書の特記事項の記載について〔特定有価証券開示府令第15条の2及び第16条の2等〕		
28	<p>特定有価証券開示府令第15条の2は、交付目論見書と仮目論見書の特記事項を同一とすることにより、同一の書面をもって交付目論見書、仮目論見書のいずれとしても使用することを可能とする趣旨であると理解している。届出目論見書と届出仮目論見書の特記事項を同一とするために、「ハ 当該届出仮目論見書に記載された</p>	<p>届出仮目論見書を、有価証券届出書の効力発生後にそのまま届出目論見書として利用しようとする場合に、特定有価証券開示府令第15条の2第1項2号ハの規定があると、同項第1号と記載内容が異なるため、継続利用できないということだと考えますが、「旨」と記載されているとおり、文言をそのまま記載する必要はなく、例え</p>

	内容につき訂正が行われることがある旨」を削除してほしい。	ば、新設の同項第2号イを利用する場合、「本書（本目論見書）は、有価証券届出書の届出の効力が発生するまでに、記載内容が訂正される場合があります。効力の発生の有無につきましては、以下のアドレス先のホームページで確認頂けます。」などと記載することが可能であると考えられます。
29	特定有価証券開示府令第15条の2第1項第12号に規定する「届出の効力の発生の有無を確認する方法」とは具体的にどのような方法を想定されているか教えてほしい。	例えば、委託会社又は販売会社等のホームページ上に投資信託受益証券に係る効力発生の有無を表示することとし、目論見書には確認のための参照先として当該ホームページに係るアドレスを記載する方法が考えられます。
30	届出日及び効力の発生の有無を確認する方法を記載したうえで、「効力発生予定日」そのものを併記することはできるか。併記できる場合、効力発生以降も当該「効力発生予定日」の記載のある目論見書を使用することはできるか。	「効力発生予定日」は、記載を義務付けている事項ではありませんが、参考情報として付記する場合には、投資者に誤解を生じさせることがないように当該情報が参考情報であることがわかるような記載をすることとし、効力発生の有無を確認する方法を併せて記載する必要があると考えられます。
31	「当該届出の効力の発生の有無を確認する方法」の確認する方法として、発行会社の設けているホームページに当該情報を掲載する方法以外の方法、例えばフリーダイヤルの記載も可能か。	発行会社が設けているホームページに効力発生の情報を掲載する方法以外の方法を用いることは可能です。その方法の一つとして、効力発生の有無を問い合わせるためのフリーダイヤルの記載も可能であると考えられます。
32	「当該届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法」は、委託会社のホームページ上で届出日や効力発生日を記載することで足りるか。	「確認する方法」とは、例えば、委託会社のホームページ上において、届出日及び効力が発生している場合には効力発生日を、効力が発生していない場合は効力がまだ発生していないことを掲載するとともに、目論見書には当該ホームページアドレス及び同アドレスのホームページ上で効力発生等に関する情報が確認できる旨を記載することが考えられます。
33	特定有価証券開示府令第15条の2第1項第1号及び第2号に規定する交付目論見書の特記事項のうち、効力発生に関する記載について、イとロが掲げられているが、いずれか一つが記載してあればよいとの理解でよいか。 また、イの内容が記載されている書面については、届出の効力発生前は届出仮目論見書、効力発生後は届出交付目論見書として使用できるとの理解でよいか。	特定有価証券開示府令第15条の2第1項各号のイとロは、いずれか一つを記載すればよいこととなります。 同号イが記載されている書面については、届出の効力発生前は届出仮目論見書、効力発生後は届出目論見書として使用できると考えられます。

●投信交付目論見書の記載内容〔特定有価証券開示府令第25号様式、第25号の2様式〕		
▼全般		
34	<p>特定有価証券開示府令第25号様式及び第25号の2様式において、「簡潔に、かつ分かりやすく記載すること。（記載上の注意(1)a)」、「投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすもの（記載上の注意(2)、(5)、(6)、(7)）」との記載上の注意の意味が不明確であるので、具体的にどのような情報を交付目論見書に記載しなければならないのか、具体的な指針を示すべきである。</p>	<p>ファンドの形態、仕組みは様々であり、投資信託によって、「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす情報」も異なるため、どのような情報を記載すべきかの指針を示すことは困難であると考えられます。</p> <p>したがって、投信交付目論見書の記載に当たっては、個別の項目において、ファンドの性質・特色等を考慮して「投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすもの」に記載内容を絞った上で、一般的な記載方法として「簡潔に、かつ分かりやすく記載すること」が必要となります。</p>
35	<p>基本情報に掲げられている各スミ括弧(【 】)は、交付目論見書内に必須の項目・タイトルとなるのか教えてほしい。</p>	<p>第25号様式及び第25号の2様式において、スミ括弧を必須の項目・タイトルとしているものではありません。この点を明確にするため、様式からスミ括弧を削除し、基本情報の記載順を明らかにするため、番号を付します。なお、投信交付目論見書の作成に当たり、当該番号についても必ず記載しなければならないものではありません。</p>
36	<p>ファンド・オブ・ファンズなど実質的に投資者が投資することとなる資産について分かりにくい有価証券届出書や目論見書が多数見受けられる。今般の改正において、投資者が最終的に投資することとなる資産について、分かりやすく、具体的に開示されるようにしてほしい。</p>	<p>ファンド・オブ・ファンズなど、複雑な仕組みの投資信託については、「ファンドの目的・特色」において、当該投資信託の仕組みを記載するとともに、「追加的情報」において、投資信託の商品内容に応じて、例えば実質的に投資者が投資することとなる資産等の情報を分かりやすく記載する必要があります。</p>
37	<p>投信交付目論見書には、リスクに関する情報とともに「適合性原則」の判断に参考となる情報を重点項目として掲載すべきである。</p>	<p>ファンドの特色において、適合性原則の参考となる記載、例えば、「このファンドは初心者向けでなく、経験のある投資家向きである」との記載をすることができると考えられます。</p>
38	<p>改正後の目論見書の見開きの1ページに「注意喚起情報」をのせるべきではないか。例えば、次のような事項を記載することが考えられる。</p> <p>①「当該投資信託の大切な情報が全て記載されている」との表記、及び十分理解するまで読むことを喚起する。</p> <p>②投資信託は、預金保険による保護や政府による保証がないこと、銀行や郵便局で買っても、預貯金のように元本が保証されていないこと、銀行や郵便局は売るだけで、投資信託を作っ</p>	<p>貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>

	<p>た会社は別であること。</p> <p>③過去の運用実績は、将来の運用実績とは別で、ファンドが長年にわたって安定的に運用されているかどうか、変動率が低く、運用実績のブレが小さく、リスクが高くないかどうかの判断に使うこと。(新規設定の場合は、過去の実績についての資料はまだ何もない旨の表示を付加する。)</p> <p>④全ての投資信託には費用が必要であること、費用は確実に収益を減らすこと、他の投資信託と費用を比較すること、これだけの費用を運用で取り戻せるかを十分自分で判断して、購入すること、たとえファンドのパフォーマンスが悪くとも、費用は徴収されることにも注意すること。</p>	
39	<p>交付目論見書の見開きに、発行日と設定日を表示してほしい。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>
40	<p>「売買及び買戻し」の実績については、年度または暦年ごとなどとすべきではないか。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>
41	<p>ファンドマネージャーの経験年数(チーム運用の場合は平均経験年数など)及び責任者の変更について、有価証券届出書や目論見書において開示してほしい。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>▼記載上の注意(1)一般的事項の記載について</p>		
42	<p>個別の投資信託の商品性格によっては、投資者保護の観点から投資対象資産の性質やフロントにおけるリスクの管理方法等を追加して記載することが必要なものも想定されることから、特定有価証券開示府令案第25号様式記載上の注意(1)「一般的事項」に、例えば「加えて各項目に関連した事項(投資者保護に資する事項に限る。)を簡潔に記載することができる。」旨の文言を追加してほしい。</p>	<p>投資信託の商品性等により、例えば投資者保護の観点から投資対象資産の性質やフロントにおけるリスクの管理方法等を追加して記載する必要があると考えられる場合には、第25号様式及び第25号の2様式に規定する『2 追加的情報』として、『1 基本情報』の各項目に関連した事項を簡潔に記載することができるものと考えられます。</p>
43	<p>記載上の注意(1)一般的事項のaに規定する「有価証券届出書の記載内容の一部を誇張し、又はその一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。」の解釈は、一部を抽出すること自体を禁止しているのか、抽出した結果投資者に誤解を生じさせることを禁止しているのかを教えてください。</p>	<p>本規定は、投信交付目論見書に有価証券届出書の記載内容の一部を抽出することを禁止しているものではありませんが、例えば投資者にとって都合のいい情報のみを抽出して記載することにより、投資者に誤解を生じさせてはならない旨を規定するものです。</p>
44	<p>記載上の注意(1)一般的事項のcに規定されて</p>	<p>ファンドの形態、仕組みは様々であり、投資信</p>

	<p>いる「適切な分量」とは、各委託会社の単なる努力目標との理解でよいか。また、何ページまでなら許容されるとの理解でよいか。</p>	<p>託によっては投資者に提供すべき情報の量は大きく異なることになるものと考えられることから、一律に目論見書のページ数を規定することは困難であると考えられます。しかしながら、投資者にとって読みやすく、理解しやすい目論見書としては、おおむね 10 ページを超えない程度が一つの目安になるものと考えられます。</p>
45	<p>記載上の注意(1)一般的事項のc第2文冒頭に記載のある「これに加えて」とはどのような意味か教えてほしい。</p>	<p>目論見書の作成に当たっては、投資者が容易に理解することができるよう適切な文字の大きさとしなければならぬことに加えて、当該目論見書を紙面で作成する場合には、適切な紙面の大きさ(例えばA4版等)で作成することを規定しています。</p>
46	<p>「適切な分量および文字の大きさ」及び「適切な紙面の大きさ」について、具体的なページ数、文字の大きさ及び紙面の大きさを規定してほしい。</p>	<p>投資信託の形態、仕組みは様々であり、投資信託によっては投資者に提供すべき情報の量は大きく異なることになるものと考えられること、目論見書の交付方法の違いなどから、一律に目論見書のページ数、文字の大きさ及び紙面の大きさを規定することは困難であると考えられます。</p> <p>しかしながら、投資者にとって読みやすく、理解しやすい目論見書としては、おおむね 10 ページを超えない程度であると考えられます。また、契約締結前交付書面の内容の組み入れを認めたのは、同書面と同等の記載が目論見書になされているためであることからすれば、同書面の要求する文字サイズに比して、小さくなりすぎないよう留意する必要があります。</p>
<p>▼ 『1 基本情報』(2)委託会社等(又は管理会社)の情報の記載について</p>		
47	<p>今般の「投信目論見書の見直し」の目的は、投資判断に極めて重要な影響を及ぼす情報に絞って分かりやすく投資家に提供することである。しかしながら、府令において具体的な記載必要事項が明示されていない場合、各社の判断等により、より多くの記載事項を入れることで法令を満たすべく対応がなされてしまい、結果として上記の趣旨から乖離してしまうのではないか。例えば、「委託会社等の情報」又は「管理会社等の情報」に関して、委託会社又は管理会社の設立年月日や資本金額、投資運用会社名や運用総資産額、保管受託銀行名、本邦における販売会社名及び金商業者登録番号等の情報を記載するこ</p>	<p>今般の「投信目論見書の見直し」は、投資信託受益証券が一般投資家にとって身近な商品であることに鑑み、同証券に係る交付目論見書を、投資者にとって投資情報として特に重要と考えられる情報を読みやすく、利用しやすい形で提供する観点から、記載項目、記載方法等の形式面において標準化、統一化を図るとともに、その具体的な内容についても見直しを行うものです。このような改正の趣旨を踏まえれば、改正後の交付目論見書については、投資信託受益証券の発行者である委託会社等の判断において、投資者、ファンドの内容を容易に、かつ、正確に理解できるよう、簡潔に、かつ、分かりやすく記載する必要が</p>

	<p>とは上記の趣旨に一致しているかを確認したい。 なお、既に簡易目論見書制度を導入している諸外国の例でも、ここまでの情報を記載することを要求されているケースは少ないものとする。</p>	<p>あり、法令違反とならないことを目的として、念のためにより多くの情報を記載することは望ましくないと考えられます。</p> <p>したがって、改正後の投信交付目論見書において、「委託会社等の情報」又は「管理会社等の情報」は、上記改正の趣旨を踏まえ、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす事項を記載する必要があります。</p>
48	<p>委託会社等(又は管理会社)の情報は、ファンドの関係法人の名称及び運営上の役割の概要のみを記載することで足りることとする趣旨との理解でよいか。足りないとなれば、関係法人のファンドの運営上の役割及び管理会社との間で締結している契約等の概要、並びに管理会社の概況のうち、具体的にどの部分の記載をどのように簡素化すれば足りることとする趣旨であるのか、またこれらの情報のうち一部の記載の省略を許容する趣旨であるのか、「記載上の注意」においてより具体的な指針を示すべきである。</p>	<p>委託会社等(又は管理会社)の情報は、投資判断に極めて重要な影響を及ぼす者に関する事項のうち、投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものを記載してください。その他の事項は省略することができると考えられます。</p>
49	<p>委託会社等(又は管理会社)の情報について、会社設立年月日、運用総資産額、運用本数、他の運用ファンド名、社員数、過去の繰上げ償還履歴、会社の上場・非上場、協会加入・非加入(非加入の場合は、自主規制の適用を受けないこと並びに協会の紛争解決期間を利用できないことを書き、重要事項ロゴをつける。)、会社の財務・経営状況の詳細をどこで見ることができるか等の情報を記載すべきではないか。</p> <p>なお、ファンドマネージャー名、グループで運用する場合には責任者名を明記することが必要ではないか。</p>	<p>委託会社等(又は管理会社)の情報については、委託者に関する事項のうち、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものを記載する必要があります。</p> <p>例えば、①金融商品取引業者登録番号、②設立年月日、③資本金、④当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額等、⑤その他、委託会社情報として記載することが望ましい事項と判断する事項等を記載することが考えられます。</p> <p>なお、ファンドマネージャー名等の記載については、ファンドの商品性に鑑み、委託会社の判断において記載するものと考えられます。</p>
<p>▼ 『1 基本情報』(3)ファンドの目的・特色の記載について</p>		
50	<p>「ファンドの目的・特色」の記載に当たっては、第4号様式「記載上の注意」(12)、(14)のa及び(15)から(19)までにより記載すべき事項並びに第4号の2様式「記載上の注意」(14)、(16)のa及び(20)から(24)までにより記載すべき事項の一部について、記載の省略を許容する趣旨との理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりですが、投資者がファンドの目的及び特色を容易に理解するために必要な事項を記載する必要があります。</p>
51	<p>「ファンドの目的・特色」において、「投資者がフ</p>	<p>ご理解のとおりと考えられます。</p>

	<p>ファンドの目的及び特色を容易に理解するために必要な事項を記載する」場合には、実質的な内容、趣旨が異ならなければ有価証券届出書の該当箇所と異なる文言で記述してもよい。</p>	
52	<p>「ファンドの目的・特色」において、投資家の理解を促進する観点から有価証券届出書に記載していない図表を投信交付目論見書に記載できるか。</p> <p>また、上記有価証券届出書に記載していない図表を更新する場合には、訂正届出書の提出は必要か。</p>	<p>投信交付目論見書の作成に当たって、「ファンドの目的・特色」の記載については、特定有価証券開示府令第25号様式及び第25号の2様式の記載上の注意に従い、有価証券届出書の記載事項のうち、投資者がファンドの目的及び特色を容易に理解するために必要な事項を記載する必要があります。</p> <p>したがって、有価証券届出書に記載していない事項を目論見書に記載する必要が生じた場合には、当該有価証券届出書に係る訂正届出書を提出する必要があります。</p>
<p>▼『1 基本情報』(4)投資リスクの記載について</p>		
53	<p>現行の目論見書等での「リスク」の開示は、定型的な記載が多く見受けられる。投資者にとって、分かりやすい目論見書となるよう、当該ファンドの価格変動に影響を及ぼす可能性のある主要なリスク要因について投資者にとって分かりやすく記載されるようにしてほしい。</p>	<p>投資リスクの記載に当たっては、それぞれの投資信託の商品性に依拠して当該リスクが投資信託に与える影響に応じた記載順序にすることや文字の大きさや太さ等を工夫し、記載する必要があると考えられます。</p>
54	<p>「投資リスク」において、ファンドの持つ「リスク」について「簡潔に」記載することとされているが、投資者の投資判断にかかる最重要情報であるリスクについて、「簡潔に」ではなく「丁寧に」記載すべきである。</p>	<p>ファンドのリスク情報は、投資者の投資情報としては極めて重要な情報のひとつであり、そのファンドについて投資判断を行うための必要なリスク情報が正確に投資者に伝わるよう記載する必要があります。反面、考えられるリスクを羅列し、網羅的に記載することは、かえってそのファンドの特有のリスクなどの重要な情報が分からなくおそれがあります。このため、リスク情報の記載に当たっては、そのファンドの特有のリスク情報など、投資判断を行う上で特に重要なリスク情報を中心に、投資者に分かりやすく、簡潔に記載することが必要であると考えています。</p>
55	<p>特定有価証券開示府令第25号様式及び第25号の2様式記載上の注意(4)「投資リスク」は、他の「記載上の注意」の各項目とは異なり、第4号様式及び第4号の2様式の「記載上の注意」をあえて引用していないように思われるが、これは交付目論見書において、有価証券届出書に記載したものと異なる固有の投資リスクの記載</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

	を求める趣旨ではないとの理解でよいか。	
56	特定有価証券開示府令案第 25 号様式及び第 25 号の 2 様式「投資リスク」に記載すべきリスクの具体的な基準を「記載上の注意」において示すべきである。	「投資リスク」に記載すべきリスクは、ファンドの性質・特色により異なるものと考えられます。したがって、記載上の注意により、具体的な基準を例示するものではなく、ファンドを運営する委託会社がファンドの特色及びリスクの特性を考慮して、記載する必要があると考えられます。
57	外国投信の場合、投資リスクは海外で開示されたリスク内容を世界共通で開示するように、発行者の本国の法令遵守体制整備の担当者(社内弁護士ないし社外の独立弁護士)から要請されることが多いため、海外でのリスクと同様の記載となるのが通例である。したがって、記載しなくても良いと思われる事項があればそれを注記で記載するネガティブリストの作成を検討してほしい。	「投資リスク」に記載すべきリスクの該当性及びその重要性は、様々な投資信託の形態、仕組みにより異なると考えられますので、ファンドごとに一つ一つ判断していくこととなりますが、その判断のための情報は、ファンドを運営している委託会社が第一次的に把握していることから、その判断に基づいて記載をする必要があると考えられます。
58	記載上の注意(4)「投資リスク」の a に規定する「リスク及びその管理体制」の管理体制とは具体的に何を記載することが求められているのか教えてほしい。	ファンドの運用上のリスク管理体制及び会社の組織におけるリスク管理体制を簡潔に記載するものと考えられます。
59	「ファンドのもつリスク及びその管理体制について、簡潔に、かつ、分かりやすく記載すること。」から「及びその管理体制について、」の部分を削除してほしい。	管理体制の文言を削除することは逆に管理体制について一切記載しないで良いという印象を与えかねず、適当でないと考えられます。 書き方の工夫(管理体制が複雑な場合や、詳細な説明を要する場合に、「リスク情報」では要点のみ記載し、詳細を追加的記載事項に記載するなど)は可能であると考えられます。
60	第 25 号様式及び第 25 号の 2 様式「記載上の注意」(4)は、投信交付目論見書においても常にリスク管理体制の記載を要請する趣旨との理解でよいか。記載を要請する趣旨であれば、具体的にどのように記載すれば「簡潔に、かつ分かりやすく記載」したこととなるのか、「記載上の注意」においてより具体的な指針を示すべきである。	ご理解のとおりです。
61	投信請求目論見書に記載された「投資リスク」を前提として、投信交付目論見書において、最終的な開示は、その責任も含めて投信請求目論見書の記載に従う旨の記載を認めてほしい。	投信交付目論見書と投信請求目論見書は基本的には別の目論見書であり、個別に判断することになるものと考えられます。したがって、投信請求目論見書に記載された「投資リスク」の記載内容を前提として、投信交付目論見書において、その責任も含めて投信請求目論見書の記載に従う旨の記載をすることはできません。
62	現在の目論見書のリスクの説明は、価格変動	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。

	リスク、信用リスク等の一般的な言葉の説明にほぼ終始しているが、これでは、消費者は当該ファンドのリスクを理解できないため、投資信託の投資リスクが分かるようなリスク説明の仕方を工夫してほしい。	できます。
▼『1 基本情報』(5)運用実績の記載について		
63	ファンド間の実績ベースのコスト比較を容易にするため、目論見書又は有価証券届出書において、「経費率」の履歴とともに、「分配率の推移」を開示項目に入れてほしい。	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。
64	第25号様式及び第25号の2様式記載上の注意(5)「運用実績」への記載は、第4号様式「記載上の注意」(28)から(34)までにより記載すべき事項及び第4号の2様式「記載上の注意」(33)から(39)までにより記載すべき事項の一部について、記載の省略を許容する趣旨との理解でよいか。記載の省略を許容しない趣旨とすれば、具体的にどのような考え方に基づいて記載の簡素化を要請する趣旨であるのか、「記載上の注意」においてより具体的な指針を示すべきである。	ご理解のとおりですが、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす事項について記載する必要があります。
65	「運用実績」では、「投資資産が有価証券である場合には、実質的な投資先を含め運用に及ぼす影響が大きいもの概ね10銘柄について記載すること」となっているが、ファンドの仕組みによっては指数のパフォーマンスに連動するなど、10銘柄の記載ができない場合もあり得る。その場合どう記載すべきか。	例えば、株式指数に連動するインデックス・ファンドなどの場合は、組み入れている株式の評価額上位概ね10銘柄を記載することが考えられます。
66	「運用実績」において、「実質的な投資先を含め運用に及ぼす影響が大きいもの概ね10銘柄について記載すること」となっているが、実質の意味を明確にしてほしい。また、記載情報は銘柄名のみでよいかについても確認したい。	例えば、ファミリーファンド方式による場合には、投資先の親ファンドの名称を記載するだけでなく、親ファンドの投資先である資産を記載する必要があります。また、当該情報は銘柄の名称、数量、金額、投資比率などのうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものを記載することが考えられます。
67	「運用実績」への記載に当たっては、現行の有価証券報告書・有価証券届出書で用いられている計算方法を用いることも可能という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
68	「運用実績」に関し、今回、「記載上の注意」で示されている、「実質的な投資先を含め運用に及ぼす影響の大きいもの概ね上位10銘柄」につい	一般的には評価額が大きいものが大きな影響を及ぼすことになると考えられますが、評価額が小さい場合であっても、運用上投資者に及ぼす

	ては、どのような投資先について、どのような基準で算出して記載をすべきか。	影響が大きい場合には、投資先として記載する必要がありと考えられます。
69	「運用実績」について、各ファンドにより多種多様な手法で運用され、統一的な記載が難しい可能性もある。その場合は当該箇所に注記をする等の対応でよいか確認したい。	統一的な記載ができない旨を当該箇所に注記をする等の対応でよいと考えられます。
70	「運用実績」に係る記載については、投資家が当該投資信託の商品性格、特性等を容易かつ正確に理解するために、第4号様式「記載上の注意」で記載することが求められている事項以外に、投資信託委託会社の判断により、「参考情報」として情報を記載することはできるか。	特定有価証券開示府令に定める様式の「記載上の注意」において記載を求めている情報以外の情報であっても、投資家が投資判断を行う上で重要なものについては記載すべきであると考えられます。なお、このような情報の記載に当たっては、有価証券届出書に記載した上で、交付目論見書の記載事項に関連する箇所に、投資者に分かりやすく、簡潔に記載する必要がありと考えられます。
71	第25号様式記載上の注意(5)「運用実績」の「影響の大きいもの概ね10銘柄」について、ファンド・オブ・ファンズの場合には、「ファンド・オブ・ファンズに影響の大きい投資組入れ10ファンド」を記載するとの理解でよいか。 また、投資先ファンドの保有銘柄を記載する場合、一般的に組み入れている投資信託と決算日等が異なるため、当該保有銘柄の情報は組み入れている投資信託側が入手しうる直近の情報に基づいたものでよいか。 加えて、「追加的情報」等においてファンド・オブ・ファンズ形態の投資信託が投資する可能性のある投資信託全てを記載する必要が無いことを確認したい。	組み入れファンド自体が投資判断に重要な影響を与えるのであれば当該ファンドを記載することになり、組み入れファンドよりもその投資先が投資判断に重要な影響を与えるのであれば把握可能な範囲で投資先を記載することになると考えられます。 投資先ファンドの保有銘柄については組み入れているファンド側が入手しうる直近の情報に基づいたものになります。 「追加的情報」に記載が必要な情報は、投資者の投資判断に極めて重要な影響を与える情報ですので、投資する可能性のあるすべてのファンドを記載する必要はないと考えられます。
72	「運用実績」に関し、投信交付目論見書に記載した情報が全て有価証券届出書の中に記載されている必要はないとの理解でよいか。	全ての意味にもよると考えますが、例えば、図表や文言の理解のための説明など投資者の理解に資するために記載した事項については、有価証券届出書に記載する必要はないと考えられます。
73	「運用実績」の作成内容の基準日は「有価証券届出書提出日の最近日現在」となるのか。	ご意見のとおり、有価証券届出書提出日の直近日になります。
74	設定来の基準価額の推移、純資産総額の推移、分配金の額・利回りの推移、収益率の推移、新規契約・解約状況、ベンチマークとの対比、シャープレシオ、レーティング等は法で表示を義務付けてほしい。特に重要な情報については表示	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。

	<p>方法も法で定めてほしい。</p> <p>見えない費用を把握するために、売買高比率を目論見書に表示することを法で義務付けてほしい。</p>	
▼ 『1 基本情報』(6) 手続・手数料等の記載について		
75	<p>「手続・手数料」において、「申込期間」を記載する必要があるか教えてほしい。</p>	<p>投資信託受益証券の多くは継続して募集が行われているため、特に投信交付目論見書については「申込期間」の項目を設けておりません。しかしながら、投資信託によっては「申込期間」は重要な投資情報である場合も考えられるため、このような場合には、「手続・手数料等」において記載することが考えられます。</p>
76	<p>「手続・手数料等」については、第4号様式「記載上の注意」(6)、(8)、(11)及び(36)から(42)までにより記載すべき事項並びに第4号の2様式「記載上の注意」(8)、(10)、(13)及び(41)から(47)までにより記載すべき事項の一部について、記載の省略を許容する趣旨との理解でよいか。記載の省略を許容しない趣旨とすれば、具体的にどのような考え方に基づいて記載の簡素化を要請する趣旨であるのか、「記載上の注意」においてより具体的な指針を示すべきである。</p>	<p>ご理解のとおりですが、投資者の投資判断に重要な事項について簡潔に記載する必要があります。</p>
77	<p>「手続・手数料等」の記載に当たって、「申込手数料」、「買戻し手数料」、「管理報酬等」及び「その他の手数料等」を、実務上一般に用いられているいわゆる「ご留意事項」のように表形式で「〇〇円」、「基準価額(純資産価額)の〇〇%」等と簡潔に金額又は料率のみを記載すれば足りるとする趣旨との理解でよいか。かかる記載方針が認められないのであれば、具体的にどのように記載すべきか、「記載上の注意」においてより具体的な指針を示すべきである。</p> <p>また、「課税上の取扱い」については、投信交付目論見書の記載事項から除外するか、定型的な開示を行うための参考文言を提示すべきである。</p>	<p>ご質問にある「実務上一般に用いられているいわゆる「ご留意事項」のような表形式」が、どのようなものか必ずしも明らかではありませんが、表形式等により「申込手数料」、「買戻し手数料」、「管理報酬等」及び「その他の手数料等」については簡潔に金額又は料率のみを記載することができます。</p> <p>また、「課税上の取扱い」の記載については、ファンドの関する税制度全般の記載する必要はなく、投資者の投資判断に影響を与える事項について記載する必要があります。</p>
78	<p>投資信託の販売手数料は、販売会社毎に異なることが想定されることから、「手続、手数料等」の記載に当たり、目論見書に手数料等の上限表示等の記載がある場合は、金融商品取引法第37条の3第1項第4号の契約締結前書面の記載事項は満たされていると考えて良いか。</p>	<p>投信目論見書において、金商業等府令第79条に規定する記載すべき事項のすべてが記載されている必要があります。</p>

	また、契約締結前書面には、当該ファンドの手数料の上限表示ではなく、個別の販売会社の販売手数料を記載する必要があるとの理解でよいか。	
79	特定有価証券開示府令第25号様式及び第25号の2様式記載上の注意(6)に基づき、第4号様式記載上の注意(26)「課税上の取扱い」の記載を行えば、契約締結前交付書面の「租税の概要」の記載を満たしたことになると考えてよいか。	投信目論見書において、金商業等府令第79条に規定する記載すべき事項のすべてが記載されている必要があります。
80	目論見書において、販売手数料が、消費者から見ると、手数料が引かれる結果、(利益が0だった場合に)何円に元本割れするという説明をすることを法で義務付けてほしい。	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。
81	信託報酬について、いくら差し引かれてリターンにどう影響するかを、具体例を挙げて表示することを法で義務付けてほしい。	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。
82	信託報酬その他の費用の比較が容易にできるように、いくら費用がかかりリターンにどのように影響するかについての具体例を表示するよう法で義務付けてほしい。	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。
▼ 『2 追加的情報』の記載について		
83	<p>「追加的情報」については、「投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす事項」という抽象的な記載にとどまっており、必要な情報が記載されないおそれがある。「金融審議会金融分科会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告～開示諸制度の見直しについて」に示されている①ファンド・オブ・ファンズの元ファンドの投資対象やその割合の情報、②証券化商品の裏付け資産の情報、③複雑な仕組みをもつファンドの構造、仕組みの情報については、第25号様式記載上の注意(7)に明記すべきである。</p> <p>この点に関連して、複雑な仕組みのファンドが増加している実態に鑑みると、「1～2ページを限度として簡潔な記載を求めること」を一律に求めることは適当でない。</p>	<p>ファンドの形態、仕組みは様々であり、どのような情報が「投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす事項」に該当するかを一律に記載上の注意で例示することは、かえって必要な情報が投資者に提供されないこととなると考えられます。したがって、「追加的情報」の記載の要否、「追加的情報」の内容については、目論見書を作成する発行者がファンドの特性等を十分に考慮した上で記載する必要があります。また、記載する情報量については、ファンドによって異なることになると思いますが、投資者にとって分かりやすいものとなるよう簡潔に記載されることが望まれます。</p> <p>なお、「追加的情報」の記載の要否を判断する上で参考になるよう、ガイドラインに具体的な例示を掲げる予定です。</p>
84	「追加的情報」について、当該ファンドが、ファンド・オブ・ファンズの仕組みをとる場合に、ファンド・オブ・ファンズが投資する可能性のあるファンド全てを「追加的情報」等の部分に記載する必要	追加的情報は、基本情報のほか投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす事項がある場合に記載する必要があります。したがって、ご意見のありました「組み入れの可能性のある全て

	<p>があるかを確認したい。組み入れの可能性のある全てのファンドを記載しなければならない場合、通常のファンドでは投資対象となる銘柄一覧を記載することが求められていないことと整合しないのではないか。また、簡易目論見書の実施について先行する諸国においても、これを簡易目論見書の必要的記載事項としている例はないと認識している。</p>	<p>のファンド」を追加的情報に記載する必要はないものと考えられます。しかしながら、今後、組み入れられる可能性が高いファンドで、かつ当該ファンドを組み入れることにより、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすと考えられる場合には、当該ファンドに係る情報を記載することが望ましいと考えられます。</p>
85	<p>これまで法令上「投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす事項」とはリスクとコストを指すものと解されてきているので、「投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす事項がある場合には、『追加的記載事項』と明記して記載すること。」を、「投資者の投資判断に資する補完情報や投資者保護に資する情報がある場合には、『追加的記載事項』と明記して記載すること。」と変更してほしい。</p>	<p>金商法第5条第1項の特定有価証券の定義や、同法 13 条第2項第2号のとおり、「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす情報」は、法令上リスクとコストに限っているわけではありません。</p> <p>投資判断に資する補完情報や、投資者保護に資する情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事項に含まれると考えられます。</p>
86	<p>「追加的情報」の記載は、投信交付目論見書の最後としなければならないか、それとも内容の性質や分量により「ファンドの目的・特色」や「投資リスク」に続けて記載することができるのか教えてほしい。</p>	<p>「追加的情報」の記載に当たっては、その内容に応じて、『1 基本情報』において記載すべき各項目と一体として、当該情報が「追加的情報」であることを明記した上で記載することができるものと考えられます。</p>
87	<p>「追加的情報」には、当該目論見書に係る投資信託に関する情報に限定されるのか、それとも当該投資信託に関連して投資家に伝えたい事項（例えば、委託会社に関する事項）も記載することができるのか教えてほしい。</p>	<p>当該事項が、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす事項である場合には、有価証券届出書に記載された事項の範囲において、当該投資信託に関連して投資家に伝えたい事項（例えば委託会社等の情報）についても記載できると考えられます。</p>
88	<p>「追加的情報」について、「投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす事項がある場合」とあるが、「極めて」という修飾語の意味する内容を注記又は開示ガイドラインで明示してほしい。また、「極めて重要な影響を及ぼす事項」に明らかに該当しない事項を、ネガティブリストとして明確化することも同時に行ってほしい。</p>	<p>「追加的情報」の「投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす事項」については、特定有価開示ガイドラインにおいて具体例を規定することを予定しています。追加的情報においては、投資判断に与える影響の重大性などから、基本情報以外に追加して記載する必要がある情報があれば記載する項目ですので、ネガティブリストには馴染まないと考えられます。</p>
89	<p>「追加的情報」が必要なファンドには、初心者向きではなく、仕組みが複雑でリスクが高く、経験のある投資家向きのファンドであることを明記し、重要事項ロゴを付与することを義務付けてほしい。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>

●目論見書の電子交付について〔企業内容等開示府令第 23 条の2等、特定有価証券開示府令第 32 条の2等、外国債等開示府令第 18 条の2等〕		
90	<p>投資者から請求目論見書の請求を受けた際の対応として、投資者に電子交付の承諾を口頭で受けたうえ、請求目論見書が掲載されているホームページアドレスを案内することは、請求目論見書の交付として事足りるとの理解でよいか。</p>	<p>請求目論見書をホームページに掲載する方法（特定有価証券開示府令第 32 条の2第2項1号ニに規定する方法）により投資者に交付する場合には、電磁的方法又は電話等により請求目論見書の情報を提供する旨の投資者の同意を得た上で、投資者に請求目論見書の存在するホームページアドレスを通知し、投資者が請求目論見書の情報を閲覧した旨を確認（又は投資者が請求目論見書の情報をパソコンに記録する旨又は記録した旨を通知）する必要があります。</p>
91	<p>電子交付を可能とする条件として「電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得ている場合」とされているが、この「同意」の取得方法は、インターネット・アクセスに特段問題がない投資家については、当該投資家から積極的な異議がない限り、電子交付について同意したと認められるような「みなし同意」手続を当該顧客に説明した上で採用することは認められるものとの理解でよいか。インターネットの普及状況や情報検索機能の充実の便宜等を考慮すれば、顧客の利便性及び効率性の向上の観点から、目論見書の電子交付をより活用していくべきであると思われ、またこの点については、販売会社を中心となり、具体的な努力をすべきとされていることから「みなし同意」の採用も是非可能としてほしい。</p>	<p>目論見書は、有価証券の募集又は売出しのために発行者の事業、財務状況等に関する事項を説明した文書であり、投資者に有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合には、あらかじめ又は同時交付する必要があります。</p> <p>例えば、目論見書が電子交付により交付されることを投資者が認識していない場合、投資者は目論見書に記載された情報を確認せずに投資判断をするという事態が生じるおそれがあります。</p> <p>したがって、目論見書の電子交付に係る同意の方法については、投資者から電磁的方法又は電話その他の方法による明示的な「同意」を得る必要があります。「みなし同意」は認められるものではありません。</p>
92	<p>米国の投信目論見書制度のように、銀行や証券会社のウェブサイトに請求目論見書を乗せれば交付義務を果たしたと認めるような制度を導入してほしい。</p>	<p>我が国においては、インターネット・アクセスに問題のある投資家への対応から、書面による交付の必要性はあり、一律に電子交付を義務付けることは適切ではないと考えられます。しかしながら、インターネットの普及状況や情報検索機能の充実の便宜等を考慮すれば、顧客の利便性及び効率性向上の観点から、むしろ請求目論見書の電子交付を原則化することが望ましく、制度運用のあり方としても、できる限り電子的な方法を活用して行くべきであり、本改正により、目論見書の電子的交付の方法を利用する場合の投資者への同意の方法として、電話による同意を追加しています。</p>
93	<p>特定有価証券開示府令第 32 条の2第1項に規定する「目論見書提供者等」とは、具体的に</p>	<p>目論見書の交付義務者は、金商法第 15 条第2項及び第3項記載の者、すなわち投資者に募</p>

	<p>は当該投資信託の募集の取扱いを行っている証券会社、登録金融機関のみを指しているのか、それとも投資信託委託会社も含まれるのか等、その具体的な範囲を教えてください。</p>	<p>集を行い、これを取得させる者となります。具体的にどの者が交付義務者に当たるかについては場面によって異なりますが、投資信託の場合、一般的には販売会社になると考えられます。</p>
94	<p>特定有価証券開示府令第 32 条の2第6項の規定において、「承諾」を「同意」に変えた理由を教えてください。</p>	<p>本改正では、目論見書の交付方法として電子交付の利用を促進するねらいから、投資者に対して電話その他の方法による確認を追加し、併せて規定を整備したものです。したがって、従来からの投資者の意思を確実に確認することを確保するという趣旨に変更はありません。</p>
95	<p>企業内容開示府令第 23 条の2第1項、特定有価証券開示府令第 32 条の2第1項の「電話その他の方法」については、電磁的方法又は電話を例として、その他のあらゆる方法が含まれるという理解でよいか(なお、当然ながら、適合性の原則(金商法 40 条第1号)等の観点から別途の検討が必要であることは承知している。)</p>	<p>目論見書を電子交付の方法により提供されることについて、投資者の同意を得る必要がありますが、その方法につきましてはご理解のとおりです。</p>
<p>●附則</p>		
96	<p>利用者保護の観点、利用者の利便性への配慮、金融商品取引業者等の準備期間の確保及び金融商品取引業者等及び利用者に対する周知期間の確保などを総合的に勘案した上で施行日を定め、準備や周知のための期間を設けるべきである。</p> <p>また、施行後直ちに全ての目論見書を同時に変更することは実務上不可能であること、投資信託委託会社の目論見書の改訂は、通常の出書提出・目論見書改訂までに1年を要すること、及び臨時改訂により、既存の印刷済みの目論見書が無駄になることなどに鑑み、施行後1年間の経過措置を設けてほしい。</p>	<p>特定有価証券開示府令の改正の施行日は平成 22 年4月1日ですが、投資信託受益証券に係る目論見書の改正規定は同年7月1日以降提出される有価証券届出書に係る目論見書から適用されます。</p>
97	<p>施行日前に現行様式で有価証券届出書を提出した場合は、現行様式の目論見書を使用できるか。</p>	<p>施行日ではなく、全面適用の日以前に現行様式で有価証券届出書を提出した場合は、現行どおりの目論見書を使用することになるものと考えられます。</p>